

款	項	目	予 算 額	
		印刷費	1 616 400 00	本紙、PT、速報
		送達費	1 773 920 00	本紙、PT、速報
		出版運賃費	197 000 00	研究会、機関誌
		雑費	10 000 00	
専門部費			1 850 000 00	
	婦人部費		240 000 00	
		委員会費	90 000 00	30,000- x 3回
		常任委員会費	24 000 00	月2回
		教育啓蒙費	30 000 00	ブロッカー対策、各
		連絡接渉費	24 000 00	他団体婦人部との
		特殊編集費	62 000 00	婦人問題、パンフ
		雑費	10 000 00	
	青年部費		240 000 00	
		委員会費	96 000 00	ブロッカー一名一日
		教育啓蒙費	90 000 00	労務講座、青年部
		組織対策費	14 000 00	
		連絡接渉費	30 000 00	他専産青年部との
		雑費	10 000 00	

NO. 10

予 算 額	説 明
616 400 00	本誌、97、速報、租代、製版代1,514,400.- 帯封、泉高用紙其他102,000.-
773 920 00	本紙、97、速報、1,719,200.- 運搬費、ガソリン代を含ま54,720.-
197 000 00	研究会、機関紙、オート三輪維持費、教育新聞代運部運送費、広告依頼出版社へ謝礼、其他
10 000 00	
850 000 00	
240 000 00	
90 000 00	30,000.- x 3回 定期中央委員会開催時にひらく母会、宿泊費
24 000 00	月2回
30 000 00	ブロック対策、各種問題研究費
24 000 00	他団体婦人部との連絡伝紙
62 000 00	婦人問題、パンフレット、単位婦人部、記録編集
10 000 00	
240 000 00	
96 000 00	ブロック一各一日宛年3回、旅費、宿泊費
90 000 00	労務講座、青年部教育
14 000 00	
30 000 00	他婦人青年部との連絡伝紙、斗争後援、情報交換
10 000 00	

款	項	目	予 算 額	
	大 学 部 費		380 000 00	
		委 員 会 費	300 000 00	各プロツク
		組 織 対 策 費	70 000 00	各大学に於
		雑 費	10 000 00	
	高 校 部 費		240 000 00	
		委 員 会 費	96 000 00	プロツク
		常 任 委 員 会 費	24 000 00	10名月
		組 織 対 策 費	96 000 00	
		研 究 費	14 000 00	定時制向
		雑 費	10 000 00	
	中 学 校 部 費		30 000 00	
		研 究 費	20 000 00	教科課程
		雑 費	10 000 00	
	小 学 校 部 費		30 000 00	
		研 究 費	20 000 00	
		雑 費	10 000 00	
	幼 稚 園 部 費		200 000 00	
		委 員 会 費	64 000 00	プロツク
		常 任 委 員 会 費	54 000 00	交通費、
		組 織 強 化 費	32 000 00	幼稚園部

NO.11

予 算 額	説 明
380 000 00	
300 000 00	各ブロック、東京より2名宛1日年4回
70 000 00	各大学に於ける調査資料購入
10 000 00	
240 000 00	
96 000 00	ブロック1名1日年3回
24 000 00	10名月2回
96 000 00	
14 000 00	定時制向題研究、教科研究、
10 000 00	
30 000 00	
20 000 00	教科課程研究会、教科書向題研究会、その他
10 000 00	
30 000 00	
20 000 00	
10 000 00	
200 000 00	
64 000 00	ブロック1名1日年2回
54 000 00	交通費、会合費、連絡費、4,500.-×12.月4回
32 000 00	幼稚園部結成費等対策費、

款	項	目	予	算	額	
		研 究 費	24	000	00	教科研究、幼稚園與
		運 絡 交 渉 費	16	000	00	C.I.E. 大藏省、文
		雜 費	10	000	00	
	特殊学校部費		220	000	00	
		委 員 会 費	64	000	00	ブロック2名宛1日
		常 任 委 員 会 費	36	000	00	交通費、会合費、資
		組 織 強 化 費	32	000	00	情報、調査、資料、
		教 科 研 究 費	30	000	00	教育課程研究集録、
		教 育 文 化 向 上 費	20	000	00	地区並全国盲聾教育
		運 絡 接 渉 費	18	000	00	C.I.E. 大藏省、文
		編 集 助 成 費	10	000	00	特殊教育誌(年6回)
		雜 費	10	000	00	
	私立学校部費		150	000	00	
		委 員 会 費	32	000	00	ブロック1名1日年
		常 任 委 員 会 費	30	000	00	12名 交通費共
		教 育 啓 蒙 費	32	000	00	講座(3回)研究調
		組 織 対 策 費	32	000	00	組織強化及紛争見舞
		運 絡 接 渉 費	14	000	00	C.I.E. 大藏省、
		雜 費	10	000	00	

NO.12

予 算 額	説 明
24 000 00	教科研究、幼稚園関係法策研究、研究依頼、研究会、保育関係団体との研究
16 000 00	C.I.E. 大蔵省、文部省、厚生省、口会その他各県宛
10 000 00	
220 000 00	
64 000 00	ブロック2名宛1日年1回
36 000 00	交通費、会合費、資料費、15名月2回
32 000 00	情報、調査、資料、ブロック組織強化、労働講座、ブロック派遣
30 000 00	教育課程研究集録、職業課程、研究集録、教科研究指導、研究委員会
20 000 00	地区並全国盲聾教育研究大会
18 000 00	C.I.E. 大蔵省、文部省、厚生省、国会、新聞、団体、その他地方
10 000 00	特殊教育誌(年6回)盲教育評論誌(年4回)盲聾学校職員名簿
10 000 00	
150 000 00	
32 000 00	ブロック1名1日年1回
30 000 00	12名 交通費共
32 000 00	講座(3回)研究調査資料
32 000 00	組織強化及紛争見舞金
14 000 00	C.I.E. 大蔵省、文部省、口会並学校
10 000 00	

款	項	目	予 算 額	
	事務所員部費		120 000 00	
		委員会費	64 000 00	70ツ71名1
		常任委員会費	12 000 00	2500.-x12
		組織対策費	32 000 00	至△職員部構成
		連絡接渉費	20 000 00	
		雑費	10 000 00	
会計補償費			200 000 00	
	会計補償費		200 000 00	
		会計補償費	200 000 00	
過年度支出費			2 644 000 00	
	過年度支出金		2 644 000 00	
		過年度支出費	2 644 000 00	積立金1.444.0
予備金			1 417 487 19	
	予備金		1 417 487 19	
		予備金	1 417 487 79	
積立金			500 000 00	
	積立金		500 000 00	
		積立金	500 000 00	
	合計		67 669 457 19	

NO. 13

算 額	説 明
120 000 00	
64 000 00	70ツ71名18年2回
12 000 00	2,500.-x12月2回
32 000 00	至A職員部結成指導対策費
20 000 00	
10 000 00	
200 000 00	
200 000 00	
200 000 00	
644 000 00	
644 000 00	
644 000 00	積立金1,444,000.- 其他1,200,000.-
417 487 19	
417 487 19	
417 487 79	
500 000 00	
500 000 00	
500 000 00	
669 457 19	



Bill of balance subsidy  
to local financial administration

455

版発第 九五号  
整理第 二五四号

一 地方財政平衡交付金法案

二 地方財政平衡交付金

一 部概算交付暫定措置法案

日教組調査部

By statistics dept. of Japan Teachers Union

◆地方財政平衡交付金法案

地方財政平衡交付金法

(十数次の試案の後、閣議決定を見、其の後大修正して)  
四月二十四日印刷の法案 最終案  
四月二十六日 国会提出予定  
四月二十四日 朝印刷中に入手

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を害なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するため、地方団体に対し適当な財源を供与し、もつてその独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方財政平衡交付金 地方団体が均しくその行うべき事務を充分に遂行することができるようにするために国が地方団体に交付する交付金（以下「交付金」という。）をいう。
- 二 地方団体 都道府県、特別市及び市町村をいう。
- 三 地方行政 地方団体の行政へ地方団体がその経費を負担する当該地方団体の機関が行う行政を含むをいう。
- 四 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一條の規定により算定した額をいう。
- 五 基準財政収入額 各地方団体の財政力と合理的に測定するために、当該地方団体について第十五條の規定により算定した額をいう。

- 六、測定單位 地方行政の種類ごとに設けて、毎年度の交付金の総額を算定し、及び配分するため用いる單位で行政の種類に従つてその量を測定するものをいう。
- 七、單位費用 交付金の算定に用ひる地方行政の種類ごとの経費の総額を決定するため、測定單位の數に乗すべき行政の單位当りの費用をいう。

（運営の基本）

第三條 政府は毎年度各地方団体へ提出する資料に基き、すべての地方団体についてこの法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額及び財政収入額をこえる場合における当該超過額を補填するため必要且つ充分な額を交付金として、国の予算に計上しなければならぬ。

2. 政府は、国の予算の成立の敷において、地方団体の財政需要を測定するため用いる測定單位の數値又は單位費用を増加し、又は増額する必要があると認められる場合においては、地方税法その他の制度を改正して新なる財源を与へる場合を除く外、当該年度の予算に計上された交付金の総額を増額するように措置しなければならぬ。

3. 地方財政委員会（以下「委員会」という。）は、常に各地方団体の財政状況の適確な把握に努め、国の予算に計上せられた交付金の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が、財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることができるように配分しなければならぬ。

4. 政府は、交付金の交付に當つては地方自治の本旨を尊重し、條件をつけ又はその用途を制限することができない。

（委員会の権限と責任）

第四條 委員会は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

(四)

- 一、 毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積ること。
  - 二、 各地方団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。
  - 三、 第十條又は第十九條の規定する場合において、各地方団体に對する交付金の額を変更し、減額し、又は返還させること。
  - 四、 第十八條に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに對する決定をすること。
  - 五、 第十九條第四項に定める異議の申立てを受理し、これに對する決定をすること。
  - 六、 第二十條に定める聽聞を行うこと。
  - 七、 交付金の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付金の額の算定のために必要は資料を収集し、整備すること。
  - 八、 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況をはき、交付金制度の運用について、改善を図ること。
  - 九、 この法律を実施するために必要な委員会規則（以下「規則」という。）を制定すること。
  - 十、 その他この法律に定める事項。
- （交付金の算定に関する資料）
- 第五條 都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に關する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

2. 市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならぬ。
  3. 都道府県知事は、新聞の規定により提出された資料を審査し、意見を付けて委員会に送付しなければならない。
  4. 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加へるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申出できる。
  5. 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項及び第二十四條の行政機関をいう。以下同じ。）は委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、委員会の要求に係る交付金の総額の算定又はその配分に関し必要な資料を委員会に提出しなければならない。
- （交付金の総額の算定）
- 第六條 毎年度として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえたと認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定めらる。
- 七. 委員会は、第五條の規定により提出され、又は送附された資料を参考として、翌年度における交付金の総額を算定し、これを固り予算に計上するようにならぬに勧告しなければならぬ。この場合において委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他の必要な書類を内閣に送付しなければならない。

3. 内閣は委員会が勧告した交付金の総額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を求めなければならぬ。

4. 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額又はその算定の基礎を変更した場合においては、委員会の勧告した交付金の総額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の総額に係る支出予算の基礎及びこれ等の基礎の比較について、その詳細を出入予算に附記すると共に、国会が交付金に係る支出額を増減する場合における必要なる国の予算上の財源についても明記しなければならない。

(へ) 歳入歳出予算の見込額の提出及び公表の義務

第七條 委員会は毎年度毎に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の出入歳入総額の見込額に関する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の出入歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- (1) 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
- (2) 使用料及び手数料
- (3) 起債額
- (4) 国庫支出金
- (5) 雑収入

二 地方団体の出入歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳  
の 支出費目ごとの経費

(2) 国庫支出金に基く経費の総額

(3) 地方債の利子及び元金償還金

三、交付金の総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

い 非奨励的補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十九條の補助金以外

の補助金をいう。）非奨励的補助金に伴う地方負担額及び非奨励的補助金に基

く経費の総額

(2) 行政の種類ごとの測定単位の数値の総額（オ十三條の規定による補正したものを

いう。）單位当りの費用 要領 基礎 収入額及び必要とする交付

金の総額

（交付金の額の算定期日）

第八條 各地方団体に對する交付金の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

（廢置分合又は境界変更の場合の交付金の措置）

第九條 前條の期日後において、地方団体の廢置分合又は境界変更があつた場合における

当該地方団体に對する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる

一 廢置分合に因り一の地方団体の区域がそのまゝ他の地方団体の区域となつたときは

当該廢置分合の期日後は、当該廢置分合の地方団体に對して交付すべきであつた交付

金の額は、当該地方団体の区域が新たに屬すること、なつた地方団体に交付する。

二 廢置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき又は境界変更があつたときは、

当該廢置分合又は境界変更の期日後は、当該廢置分合又は境界変更の地方団体に對し

交付すべきであつた交付金の額は、規則で定めるところにより繰置分若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を属した当該地方団体の区域を基礎とする柱立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合においてこれらの地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額にあつた分、当該あつた額を繰置分若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対しそれかゝり交付する。

(交付金の額の算定)

第十條 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して交付する。

2. 前項の地方団体に対して交付すべき交付金の額は、交付金の総額を当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあつた分として算定する。

3. 委員会は、前二項の規定により、交付すべき交付金の額を過くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならぬ。但し交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以前において、交付金の額を決定し、又は既に決定した交付金の額を変更することができる。

4. 委員会は、前項の規定により、交付金の額を決定し、又変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならぬ。

(基準財政需要額の算定方法)

第十一條 基準財政需要額は、測定単位の放値を第十三條の規定により補正し、これを、当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。



地方団体の種類	道府県	経費の種類	測定単位
		一 土木費 1 道路費 2 橋梁費 3 河川費 4 港湾費 5 その他土木費 二 教育費 1 小学校費 2 中学校費 3 高等学校費 4 その他教育費 三 厚生労働費 1 社会福祉費 2 衛生費	道路の面積 橋梁の面積 河川の延長 港湾における船舶の出入りトン数 人口、面積 小学校の児童数、学級数及び学校数 中学校の生徒数、学級数及び学校数 高等学校の生徒数 人口 人口 児童福祉施設入所者数 人口、食品関係営業業者数

(測定単位)  
 第十二條 地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下下欄に定めるものとする。

<p>市 町 村</p>	
<p>一 警察消防費          1. 警察費          2. 消防費          二 土木費          1. 道路費          2. 橋梁費</p>	<p>三 勞働費          四 産業経済費          1. 農業行政費  <small>(畜産業を除く)</small>  <small>(のり台)</small>          2. 林野行政費          3. 水産行政費          4. 商工行政費          五 戦後復興費          六 その他行政費          1. 徴税費          2. その他諸費          七 公 費</p>
<p>警察吏員数          家屋の床面積          道路の面積          橋梁の面積</p>	<p>工場事業場数、工場事業場労働者数          耕地の面積、農業（畜産業を含む）の従業者数          民有林野の面積、林産業者の従業者数          水産業者の従業者数          商工業の従業者数          戦争に因る被災地の面積          道府県税の税額、納税義務者数          人口          戦後復興警察費及び防空関係事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金</p>

(10)

2. 前項の測定單位の數値の算定方式については、規則で定める  
 (測定單位の數値の補正)  
 第十三條 前條の測定單位の數値は、道府県又は市町村ごとに、左の各号に掲げる事項を

<p>3 港灣費                  4 都市計畫費                  5 その他土木費</p> <p>二 教育費                  1 小學校費                  2 中學校費                  3 高等學校費                  4 その他教育費</p> <p>四 厚生労働費                  1 社会福祉費                  2 衛生費                  3 労働費</p> <p>五 産業經濟費                  六 救災救済費                  七 その他行政費                  八 公債費</p>	<p>港灣における船舶の出入とん數                  都市計畫區域における人口                  人口 面積</p> <p>小學校の児童數、學級數及び學校數                  中學校の生徒數、學級數及び學校數                  高等學校の生徒數                  人口</p> <p>人口、児童福祉施設入所者數                  人口、食肉内保營業者數                  工業事業場數、工場事業場労働者數                  人口</p> <p>被災に因る救災救済の面積                  市町村税の税額、納税義務者數                  本籍人口                  人口</p> <p>戦災復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てられたる地方債の元利償還金</p>
--	---

を基礎として当該測定単位につきこの規則で定める補正係数を、これに乘じて補正するものとする。

(二三)

- 一 人口、小学校の見重数その他測定単位の数値の多少による級別
- 二 人口密度
- 三 測定単位の数値の帰属市町村の規模
- 四 寒冷度の積雪度
- 五 面積、河川の延長その他測定単位の基礎をなすものの種別

(単位費用)

第十四條、第十一條の単位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備へた地方団体の合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位当りの費用を基礎として、この法律で定める。

2 前項の単位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分租金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のもので財源とすべき部分を除いて算定するものとする。

3 第十一條の単位費用、委員会各地方団体のついで、左の各号に掲げる事項に關し調査結果に基づき定めなければならぬ。

- ① 前年度の決算見込額による費目ごとの経費、地方税の測定額及びその徴収見込額
- ② 前年度の計予算による費目ごとの経費、地方税の測定見込額及びその徴収見込額
- ③ 当該年度の予算見込額による費目ごとの経費、地方税の測定見込額及びその徴収見込額

見込額

(基準財政収入額の算定方法)

第十五條 基準財政収入額は規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税(法定外普通税を除く)の収入見込額とする。

2 前項の基準税率は地方税(昭和二十五年法律第... 子)一、第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定のない地方税については、地方税法に定める税率と

外、四

する。）の百分の七十に相当する率とする。  
（交付時期）  
第十六條 交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期にそれ  
ぞれの下欄に定める額を交付する。

地方団体の種類	交付時期
道府県	五月及び七月

交付時期ごとに交付すべき額

前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額  
当該年度において交付すべき当該府県に対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれに三分の一に相当する額

市町村	五月及び八月
-----	--------

十二月及び三月

前年度の当該市町村に対する交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額  
当該年度において交付すべき当該市町村に対する交付金の額から五月及び八月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれに三分の一に相当する額

2 当該年度の国の予算、成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付金の総額に変更があったこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付金の交付時期及び交付時期ごとの交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立状況、交付金の総額の変更の程度、前年度の交付金の額等を参し、よくして、規則で定めるところにより特例を設けることとすることができる。

(三)

(四)

3. 都道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付金の額が当該年度分として交付を受くべき交付金の額を超える場合においては、当該都道府県又は市町村は、その超過額を還納し、且に還付しなくてはならない。

4. 第一項の場合において、四月一日以前一年以内に地方団体の設置分合又は境界変更があった場合における前年度の因縁地方団体の交付金の額の算定方法は、第十九條の規定に準じて定める。  
(市町村交付金の算定及び交付に因する都道府県知事の義務)

第十七條 都道府県知事は、規則で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し、交付すべき交付金の額の算定及び交付に因する事務を取り扱はなければならない。

2. 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うための当該市町村の財政状況を的確に知り得るよう努めなければならない。

(交付金の額に因する審査の請求)

第十八條 地方団体は、第十八條第四項の規定により交付金の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に対し審査の請求をすることが出来る。

2. 委員会は、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。

(交付金の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九條 委員会は、第十八條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を及ぼした際に交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきで

あつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときは、これを減額し、若しくは返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ当該地方団体の意見をきかなければならない。

2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作偽を加へ、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受け取つた場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させる。

3 委員会は前二項の措置をする場合においては委員会は、その理由、金額その他必要なる事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならぬ。この場合においては前項の規定に該当する団体は、委員会が示した文書の記載事項もその住民に周知させなければならぬ。

4 地方団体は、才一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受取つた日から三十日以内に委員会に対し異議の申立てをすることができ、

5 委員会は、前項の異議の申立てを受け取つた場合においてはその申立てを受けた日から三十日以内にこれに対する決定をして、当該団体にこれを通知しなければならぬ。

(交付金の減額等の趣旨)

第二十條 委員会は、才十條才三項及び才四項並びに前二條に規程する措置をとる場合に

おいて必要があるときは、関係地方団体について聴聞することとができる。

2 委員会は、才十條才三項、才十八條才二項並びに才十九條才一項及び才四項の決定又は処分について関係地方団体が充分証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公算による聴聞を行はなければならぬ。

3 委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならぬ。

4 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に關し必要な事項は、規則で定める。

(都等の特別)

第二十一條 都は、道府県に対する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に關しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。(二五)





理由

地方税の負担及び地方行政の質と量の地方団体間における均衡化の徹底を図るとともに、地方財政の確立と地方行政の一般的水準の向上を期するため、地方配付税制度に代えて地方財政平衡交付金制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調査部註

1. この項の影響は重大である。これを削らねばワク付は今後不可能。運営の基本変更をさせねばならないことになる。但し後法は優先す。

2. 実践主義である。

3. 義務教育費国庫負担法は未だ廃止されていない。

4. 地方財政法第10条は未だ修正されていない。二十五年度に限り適用しむのみである。

5. 地方財政法第10条は未だ修正されていない。二十五年度に限り適用しむのみである。

(第1条) 国と地方公共団体相互の利害に關係のある事務を行うために要する経費は、国と地方公共

2. 前項の経費は左に掲げるようなものとする。

一 義務教育に従事する職員に要する経費。

二 地方計画に要する経費。

三 法律又は政令で定める重要な都市計画事業に要する経費。

四 法律又は政令で定める河川、道路、砂防、港灣の重要な土木事業に要する経費。

五 戦災復旧のために行う学校、道路、港灣、病院、診療所、上下水道、その他の公共施設、住宅。

六 災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費。

- 七、災害防止施設に要する経費、
- 八、簡検定所に要する経費、
- 九、結核、性病、伝染病の予防に要する経費、
- 十、食糧、薪炭その他生活必需品の配給に要する経費、
- 十一、労作組合の育成及び、労作関係の調整に要する経費、
- 十二、児童福祉及保健所に要する経費、
- 十三、職業補導施設の設置、維持及び管理に要する経費、
- 十四、生活保護に要する経費、
- 三、第一項の経費について、その種目、算定規準及び國と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令でこれを定めなければならない。
- 六、折衝の結果決定した主なる内容中我々に関係のある又は次の通りである。
- (一) 交付金の用途について条件、制限をつけないことを明確にした。
- (二) 地方団体はその地方行政について、合理的、且つ妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又は法律に基く命令により國が要請する程度の規模と内容を備へるようになければならないとあるを削除した。
- (三) 交付金を交付した際、國の行政機関が國の要請する規模と内容を行うことを勧告できるとあるのを削除した。
- (四) 標準義務教育費事項を削除した。

## 地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案

(地方財政平衡交付金の一部の概算交付)

第一条 國は、この法律の定めるところにより、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として、昭和二十五年四月中において、その予算に計上された地方財政平衡交付金以下「交付金」という。の一부를道府県及び市町村（以下「地方団体」という。）に対して概算交付することができる。

2 都は道府県に対する交付金の交付に関しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に関しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。

3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

(概算交付額)

第二条 前条第一項の規定により地方団体に概算交付することのできる額は、それぞれ左の各号に掲げる額とする。

- 一 道府県 百十九億円
- 二 市町村 八十一億円

(交付金の額の算定期日)

第三条 各地方団体に概算交付すべき交付金の額は、昭和二十五年四月一日現在により算定する。(廢置分合又は境界変更の場合の交付金の措置)

第四条、前条の期日後に於いて、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方

団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。

一、廃置分合により一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。

二、廃置分合により一の地方団体の区域が分割されたとき又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し、交付すべきであつた交付金の額は、総理府令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界変更に係る区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ昭和二十五年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(交付金の額の算定)

第五条、各地方団体に対して交付すべき交付金の額は、道府県にあつては、昭和二十四年度において当該道府県が受けた地方配付税の額（第五種配付税を除く。）並びに國庫負担金及び國庫補助金（内閣総理大臣が定める種類に限る。）の合算額を、市町村にあつては、昭和二十四年度において当該市町村が受けた地方配付税の額（特別配付税を除く。）を基準として、それぞれ算定する。但し、昭和二十五年年度における地方税の収入見込額の状態により特に必要がある認められる地方団体については、これに対して交付すべき交付金の額を地方税制の

改正に伴う地方税収入見込額の変化に見合うように増額することができる。

(地方財政平衡交付金制度に関する法律との関係)

第六条、この法律の規定によつて交付した交付金は、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行された後においては、その法律の規定により交付すべき地方財政平衡交付金の一部となるものとする。

(交付金の還付)

第七条、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行された後に昭和二十五年度分として各地方団体に交付すべき交付金の額が決定された場合において、この法律の規定により既に交付した交付金の額がその決定額をこえる地方団体があるときは、その地方団体は、その超過額を、遅滞なく、國に還付しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

之地方配付税法(昭和二十三年法律第百十一号)及び義務教育費国庫負担法(昭和十五年法律第百二十二号)の規定は、昭和二十五年分においては、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間は、適用しない。

調査部註、この法案で約二百億の交付金が概算払され、地方税改正がおくれ、収入のない地方団体に交付される

理由

地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として、昭和二十五年四月中において地方団体に対し、必要な財政資金に充てるため、國の予算に計上された地

る。方財政平衡交付金の一部を概算交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三三)

日本労働組合總評議會準備會「經過報告」(その二)

(一) 三月十一日 結成準備大会  
(二) 三月二十三日 才一回評議員會

1. 事務所を一応總同盟本部内におく  
2. 機関紙および「總評ニュース」を發刊する

3. X-1 元一対策の件

4. 大会準備費用清算の件

5. 予算に関する件

6. 役員決定に関する件

事務局長—島上善五郎(總同盟)  
常任幹事—總同盟、全日労、日教組、全連、國鉄、炭労、私鉄

會計監査—常任幹事が出ていない組合

7. 事務局運営に関する件

(三) 三月二十四日

電産藤田 國鉄星加西氏帰朝報告會(於日教組)

(四) 三月廿七日 才一回常任幹事會

1. 専門部局編成に関する件

2. 國會共斗に関する件

國會共斗の斗争支援について具体的に行動をおこす

- 3. メーデー対策について
  - 4. 労働用物資対策協議会に関する件
- (五) 四月一日 オニ回常任幹事会
- 1. 書記局運営に関する件
  - 2. メーデー対策に関する件

総評に結果、民主的労働組合勢力を中心とした統一のメーデーの基本方針を強く推進する  
 総評主催のメーデー前夜祭を行う、具体案は又紋部で樹立すること

- 3. 炭労の応援対策に関する件
- 経営者連盟、政府に抗議する
- 4. 国会共闘に関する件

- 5. 三十一日の労働者の国会陳情者に加えられた官憲の暴圧に抗議する
- (六) 四月一日 事業部長会
- 1. 労働用物資中央対策協議会委員選出に関する件
  - 2. 労働用物資対策に関する件

- (七) 四月六日 オニ回常任幹事会
- 1. メーデー対策に関する件
  - 2. 国会共闘に関する件
  - 3. 専門部の整備に関する件
- 各部の活動を積極化させる件につき具体的に協議した。

4の1内



# 5 國際自由勞働連合

## ◆ 國際自由勞働連合憲章（草案）

（一九四九年七月二十五日—二十九日のロンドン会議で準備國際勞働組合委員會が承認した才一次草案）

### 憲章前文

國際自由勞働連合（F.W.L.F.）は、世界の自由で民主的な勞働組合に組織された勞働者を團結させ、本憲章で定められた目的を促進するための協議と協働の方法を与え、これを目的として存在する。

國際自由勞働連合は、思想、言論、結社の自由は勞働者の生活や、勞働者と公私の雇主との關係並びにその國家との關係に影響するところの現實の条件の中に具体化されねばならぬと確信し、次の様な個人の権利を宣言する

- 一、平和の唯一の永続的基礎である社会正義
  - 二、勞働と職業の選択
  - 三、右の職業と勞働者の身体に対する保障
  - 四、名々の利益を相互に擁護する目的を以て、自由な交渉、職関で、且つ権限を組合員から与えられるところの勞働組合を結成し、これに加入する。
  - 五、政府を変更する立憲的手段
- 國際自由勞働連合は、自治と、それが与えられていない処では、その漸進的な實現とが、あらゆる國民の権利であることを宣言する。

國際自由労働連合は、社会的な正義と保障へ伴う自由な労働を基とする為の世界の経済的福祉こそ平和を築く唯一の基礎であり、これらの権利を否認又は制限することは、人間の尊厳を冒瀆するものであり、平和への脅威であることを確認するものである。

また、民主主義の諸原則を熱烈に支持する組織体として、民主主義の方向を擁護し、直接間接の全体主義的侵略と戦うであろう。

自由世界労働連盟はその目的が次の如くにある事を宣言する。

(イ) 自由にして民主的な労働組合から成り、いかなる外部からの支配からも独立し、且つ全世界の若く人民の利益の増進と労働の尊嚴の高揚という任務を誓約した。強力で有効な國際組織を設立する。

(ロ) 労働組合組織の権利の世界的な承認と適用を要求する。

(ハ) 労働組合組織の設立、維持および発展につき、特に経済的、社会的に發達不十分な諸国に於いて、援助を与える。

(ニ) あらゆる実行可能な手段で以て経済再建を援助し、且つ出来るだけ広い地域にわたつて相互経済援助の方策を展開することによつて、戦争の破壊と余波に苦しむ諸国の人民の経済的、社会的文化的利益を助成する。

(ホ) 世界のあらゆる国の人民の完全雇傭の確立、労働条件の改善に生活水準の向上を援助する。

(ヘ) 世界の、特に未開發の諸国および非自治領域の人民の経済的社会的並に文化的進歩を促進するため、あらゆる国の資源開発を助成する。

(下) 繁栄の全般的水準を向上させるため、もつと広範な経済單位と、もつと自由な商品交換との發達を助成するような方法において、諸国民間の経済的協力を増進されることを助言する。

- (子) 自由な労働制度を擁護、維持、拡張し、凡ゆる処にある強制労働を排除する。
- (リ) 働く人民の社会的及び経済的條件に影響するような機能を果たすために、現に存在し、又は将来設立されることのある一切の国際的機関において、自由な労働組合運動を代表し、且つ望ましい場合には何時でもそれらの機関の決定の実行を促進する。
- (ヌ) 一般に人民の利益を保護、増進し人権を保護する事に依つて、自由な労働組合の目的を助成するような国際的組織とは、それが政府のものであると非政府のものであるとそれに関係なく、すべて提携の関係を確立し拡張する。
- (ル) 世界的な集団保障制度の設立を支持する。但しそれが達成されるまでは、国際連合憲章と調立するような、民主主義擁護に必要な地域的協定を支持する。
- (オ) 労働者の当面している国内的及び国際的諸問題に關する知識と理解を増進させる目的をもつて教育出版の事業に従事し、これを育成することによつて、また、自由な労働組合の目的を助成する事によつて、更に自由な労働組合主義のホーム・「自由な労働組合」に最も広汎な労働者の団結を實現することによつて、福祉の一般水準を向上させる事に貢献する。
- 前述の目標は、既に世界の諸国民の広汎な承認を得ている。(イ)大西洋憲章(一九四一年) (ロ)国際労働機構(ILO)目標目的の宣言(一九四四年) (ハ)一九四八年国際連合総会で宣言された世界人権宣言等の国際的宣言の基礎となつてゐる諸原則と一致するものである。
- オ一 自由な労働組合の加盟資格 (Membership of Free World Labor Confederation)
- (イ) 自由な労働組合の目的と憲章を承認する真実の全国的労働組合中央団体はすべて加盟の資格がある。加盟団体の自主権は保証される。
- (ロ) 個々の真実の労働組合組織は、自由な労働組合の目的と憲章を承認する場合、加盟を許され

るが、それには執行委員会が、その関係国の既に加盟している全国中央団体又は教々の各全国団体との協議に従い、その加盟を望ましむと納得する事を条件とする。

加盟経緯は、本規約に規定した義務を履行する事を条件とする。

執行委員会は加盟申込を裁決する権限をもつが、その決定を総理事会又は大会許に報告し承認を求めなければならない。

当該組織は、執行委員会が承認した日から加盟組織としての特権にあつかり且つその責任を負うものである。執行委員会は申込んだ組織の真実の性格につき確認し、申込組織は、執行委員会が必要とする証拠を自己の性格について提供しなければならない。

(八) 各組織は、三ヶ月前に通告することによつて自由世界労働連盟から脱退する権利をもつてい

(三) 脱退通告が有効なためには、その組織は通告提出時滞納であつてはならない、自由世界労働連盟に対する負債を滞納したまゝ、脱退する組織は、その後になつて再加盟を申込む場合、而加盟の中間期間分に相当する会費を支払う義務をもつことにならるべし。若しくは大会が適当と認める金額の入会費を決定することにならるべし。

(ホ) 本憲章に違反し、又は世界の労働の利益に反するものと認められる行為があつた場合には、執行委員会は会員たる組織の資格を停止する権限を、又大会はこれを除名する権限をもつ。

オニ條 世界労働大会 (Worldwide Labor Congress)

(イ) 本憲章の解釈と本組織の綱領政策の決定に當つて、最高の機関は、世界労働大会とする。この大会の代表は、加盟した各全国的中央団体と個々の労働組合から出される。

(ロ) 加盟組織の代表は次の基準による。

組合員 一〇万人までは

代表 一名

千の内

一〇万人から二五万人まで	二名
二五万人から五〇万人まで	三名
五〇万人から一〇〇万人まで	六名
一〇〇万人から五〇〇万人まで	八名
五〇〇万人以上は	一〇名

その他の国際労働組合組織の代表は、才十条のもとで定められる手続及び大会、総理事会又は執行委員会が権限を与える他の手続に従って出席するものとする。

(ハ) 代表者はすべて大会行事により生ずる事項について発言する権利をもつものとする。加盟した各全国的中央団体及び個々の労働組合は投票する権利をもつ。

(三) 大会が努力する又は、單なる多数決の実施ではなく、出来るだけ広汎な一致の方法を確保することである。しかし投票が要求される時には、規約の変更、又は組織の加入、資格停止、若くは除名は投票の三分の二を確保しなければならぬことを除き、多数決によつて行われる。

(ホ) 二つまたはそれ以上の組織が有れば、それが加入した加盟資格に基いて、天々の組織が一単位として投票するカード式投票を要求する権利をもっている。そして出席した加盟組織を代表している一代表が、同じ代表者たちの或る者が欠席した場合、その組織の全投票をやる権限が与えられるものとする。

(ヘ) 執行委員会又は総理事会が認めるとき、又は加盟組織の二分の一がそれを提案する場合には、臨時大会を用意することが出来る。

才三條

(イ) 大会は二年毎に召集され、次の事項を審議決定する。

- (1) 前二年間の「自由世界労働連盟」の活動に関する報告
- (2) 大会以後の二年間の「自由世界労働連盟」のための提案
- (3) 「自由世界労働連盟」の憲章変更の提案
- (4) 総理事会、執行委員会並にその他の「自由世界労働連盟」の次の大会評までの業務の遂行を指導し若くは監督するに必要なその他の機関等の選出のための指名、並に本規約のもとで大会が送出する職員の指名
- (5) 財政報告と予算提案
- (6) 地域的労働組合機構の活動に関する報告
- (7) 大会に出席する代表の費用は、それ／＼の労働組合組織が負うものである。

才四條

大会は

- (1) 資格審査委員会を選挙する
  - (2) 議事委員会を送出する
  - (3) 別々の委員会で十二分に討議する諸事項を決定する、このような委員会はそれ／＼正式の会期の討論及び決定にかけるために、報告を大会に提出する。
- 才五條 総理事会 (General Council)
- (1) 総理事会は、「自由世界労働大会」の選出した各加盟組織の代表者から成り、その代表の基準は次の通りである。

組合員	一〇〇万人までは	一名
シ	一〇〇万人から三〇〇万まで	二名

才五條

4の31

三〇〇万から五〇〇万まで  
五〇〇万以上

三名  
四名

他の国際労働組織の代表は、オオ条の下においてなされる手続、及び会誌、総理事会若しくは執行委員会が権限つける他の手続に従って出席するものとする。

(ロ) 総理事会の指名は、当該加盟労働組合組織によつて行われるが、加盟組織は、また会誌に出席することの出来ない理事委員がある時はそれに代るところの代理を任命する権限をもつ。

(ハ) 挙手による株決の場合、理事委員又は指定されたその代理は株決する権利をもつ、カード或は票の手続はオオ条(ホ)の場合と同じである。

(三) 総理事会は世界大会の中間の年に開催する。執行委員会の活動報告と過去一ヶ年間の会計報告を受理する。

(1) 執行委員会の活動報告と過去一ヶ年間の会計報告を受理する。  
(2) 次の大会迄の期間に対する予算を承認する。  
(3) 執行委員会の報告に照して、大会決定を実施するために必要な行動を審議する。

(4) 執行委員会及び自由世界労働の欠費を送奉によつて補充する。

(ホ) 総理事会の臨時会誌は、執行委員会の認めるとき、若しくは総理事会員の三分の一の要求によつて召集される。

(ニ) 総理事会に出席する代表の費用は、その各労働組合組織の負担とする。

オ六條 執行委員会 (executive board)  
(イ) 次のように十五名の委員からなる執行委員会が大会によつて選出される。

アフリカ  
アジアと中東

(4九)

- オーストラリア、ニュージーランド 一
- ヨーロッパ 三
- イギリス 二
- ラテン、アメリカ 一
- 北アメリカ 三
- 西 一

他の国際労働組合組織の代表は、オ十条の下で行われる手続に従うものとする。

(ロ) 各委員は一票をもち

(ハ) 大会は、前述の(イ)において建てられた基準によつて執行委員会委員候補を選出する

(ニ) 委員は、執行委員会会議に出席することか出来ない場合、自分と同じ地域のために選挙されている候補の一人を招待する。

(ホ) 執行委員会委員及び候補は、大会の投票によつて直接選挙されるものとする。然し以上は大会全体を代表するものであつて、特殊の地域的分布又はその労働組合群を代表するものと考えてはならない

(ヘ) 執行委員会は、総理事会及び大会の開催直前の分を含めて、年三回を下らざる会合を行う。そして、「自由世界労働連盟」の活動の指導と、総理事会及び大会の決定、勧告の実行とに責任をもち、

(ト) 執行委員会は、「自由世界労働連盟」の名において行動する権限をもつものとする。但しその決定は次に開かれる総理事会又は大会の事後承認をうけるものとする

(チ) 執行委員会は大会及び総理事会の会議毎に議事日程を用意する義務があり、それを大会又は総

四の三ノ月



(リ) 理事会々詳の少くとも四ヶ月前に各加盟組織に送附しなければならない。

(ヌ) 執行委員会の会詳の詳事は、書記長がこれを用意し、会詳に先立つ一週間を下らないうちに各執行委員に届く適当な文書を廻付しなくてはならない。

(ル) 各加盟組織はいづれも、執行委員会の詳事に対し提議をする権利をもつ、執行委員会はその事項に関する討論はどこでいつやる事が適当かを決定する、しかしその提議は、執行委員会会詳の期日の二週間を下らない以前に書記長が書面を以て受理していなければならぬ。

(ヲ) いかなる個人も、自己の所属する組織がその行動又は自由世界労働連盟の決定によつて、自由世界労働連盟との関係を断つたり、会費納入を滞り、又は正当な理由なくして退滞したりした場合、或いは自分自身が選挙当時会費であつた加盟組織の信任代表でなくなるときは、執行委員会に勤務する資格はない。

(ラ) 執行委員会は、全国的中央団体の行つた提案の中から、自由世界労働連盟の大会及び総理事会の期日及び場所を決定する。

オ七條 地域的機構

特殊な地方又は地域の労働者に関係のある諸問題に特別な考慮を払うという考えから、且つ自由世界労働連盟の目標目的の助成に努めるために、大会又は総理事会の決定する大陸又は地方に対し地域的機構を設置する。

オ八條 大会の決定その他

(43)

(イ) 二年に一回の大会、毎年の総理事会や評及び執行委員会や評で行はれた決定を、当該会議の閉会後一ヶ月以内におらゆる加盟組織に通告することは、自由世界労働連盟書記長の責任である

(ロ) 加盟組織は、それらの決定を実行するためにとった手段について、自由世界労働連盟書記長に三ヶ月以内に通告するが、若くは自分等の場合には特定の決定の実行が出来ない理由を書き送らなければならぬ。書記長は執行委員会に開かれる会議に対し、その事情を報告するものとする

(ハ) 次の事項は各加盟組織の責任である、

- (1) 自由世界労働連盟の活動と発展について自己の各構成団体が十分に知っているようにすること
- (2) 自由の主要な事情を「自由世界労働連盟」に知らせるようにすること

才九條 財政

(イ) 会費は次のような標準による

組合員五〇〇〇人以上までは……一千人又はその端数につき年三磅(英正貨)

五〇〇〇人以上の追加組合員に対しては……一千人又はその端数につき年二磅(英正貨)

(ロ) 執行委員会は、前述より低い基準で支払いたいとの加盟労働組合組織の要求があるとき同意する権限をもつものとする。但し代表権又は採決権を失うことはない。こうした取極めは折々検査しなればならない、そしてこの関係においてとられた措置は、場合によっては総理事会又は大会に提出される活動報告の中にも入れて、裏書きを求めなければならぬ。執行委員会は、場合によって総理事会なり大会なりに、徴収される会費を基礎とした年度予算を提出し、総理事会又は大会の承認をえた後は、加盟組織にこれを廻付しなればならない

(ハ) 会費は毎年一月一日、四月一日、七月一日、十月一日に毎四半期分として前納しなればならぬ

四の四の外

ない。二回乃至四回以下の四半期分会費を滞納している組織は、大会又は総理事会に代表を送ることには許されるが、採決権を有しない。四回乃至八回以上の四半期分会費を滞納している組織は、執行委員会の特別許可ある場合を除き、大会又は総理事会に代表を送ることを許されない。八回又はそれ以上の四半期分会費を滞納している組織は除名することが出来る。

(三) 執行委員会の委員及び会計監査員が、自由世界労働連盟における任務遂行にあたって要する費用はこれらの基金から支払う。

(本) 大会は、自由世界労働連盟の諸会計の毎年の監査にあたる会計監査員二名と、正規の会計監査員の不在のとき代行する代理一名を選出する。会計監査員は、それらの場合によつて執行委員会、総理事会、或いは大会にその報告を提出し、これらの機関の何れかの裏書をえた後、報告は加入組織へ返付しなければならぬ。

オ十條 国際労働書記局

それらの機能を遂行するに當つての自由世界労働連盟と国際職業別書記局との最も有効な協力のために、取決のを行わねばならぬ。

オ十一條 自由世界労働連盟の本部

自由世界労働連盟の本部は大会によつて決定される。

オ十二條 議長 (Chairman)

執行委員会は、世界大会によつて選挙された後、直ちにその委員の中から、執行委員会、総理事会および大会のあらゆる会群において組織の会長 (President) の役目を果すところの議長を選出しなければならぬ。

オ十三條 副議長 (Vice Chairman)

議長を選出するその同じ会評において、執行委員会が副議長として委員の中から五名を選出する。

(4)

第十四條 書記長 (General Secretary)

(イ) 書記長は加盟組織から受けを指名者の中から大会が選出する。

(ロ) 書記長は取柄上から執行委員会委員となり採決権を有する。

(ハ) 書記長は執行委員会に対し次の責任を負う

自由世界労働連盟の管理

加盟組織との連絡の維持

自由世界労働連盟の委員会によつて討論される題目に対する資料蒐集

自由世界労働連盟の決定した、定期若くは臨時の性格の出版物の発行

(三) 書記長は、その事務処理が執行委員会および大会によつて満足であると認められている限り

その取に与まる。

第十五條 副書記長 (Assistant General Secretaries)

(イ) 諸副書記長は執行委員会が任命する

(ロ) 諸副書記長は、その事務処理が執行委員会及び大会によつて満足であると認められている限り

その取にとまる。

四の四内



◇ 國際自由労働者連合加盟協議会経過報告

二十六

—— 幹事会議事日程 ——

○ 二一九 自由世界労働促進協議会世話人会（於日教組）

参加（新産別、国鉄、全日労、総同盟、日教組、全鉱、海員、炭労）

(1) 代表出席に伴う処、パスポートについて協賛

加藤（国鉄） 荒木（日教組） 森口（全日労） 滝田（全鐵維同盟）

原口（全鉱） 松尾 トツダと面会

○ 二二一

1. 自由世界労働加盟促進協議会解体

2. 自由世界労働加盟組合協議会

参加（国鉄、総同盟、日教組、海員、新産別、全日労、全鉱、炭労、日教労）

。連絡、会計の責任を国鉄

○ 二二四

参加（国鉄、新産別、日教組、全日労、全鉱、総同盟、海員、炭労）

確認事項

1. 自由世界労働には FIDA 加盟組合協議会として参加

2. 派遣代表は送出手続資格について FIDA 加盟協議会に於て承認したものである。

○ 二二五 五代表帰朝報告会（於日教組）

① 近日中に幹事会開催、五代表の報告を受ける

② 規約の自由世界労働は國際自由労働と読み替える。

〇二五三二六

- (1) 五代表は二八日迄に打合せ完了、幹事会に対して阿恩英を抽出し、報告書を出す
- (2) 資料作成委員会は二八日迄に資料編纂を終了する

〇三三三八

参加 (新差別、国鉄、総同盟、海員、日教組、炭労)

(一) 代表報告 (ロンドン)

担 当 原口 (全銀代表) | 規約

滝田 (全鐵維同盟代表) | 経済、社会

荒木 (日教組代表)、森口 (全日労代表) | 本会評

加藤 (国鉄代表) | 執行委員会

① 結成準備大会

正式加盟を決定したものの、又加盟しようとするものを含めたが、宗教団体代表は入れぬ

代表者数 一七九名

仮議長 フイニット (ベルギー)

副議長 バルハルドス、アダムス (黒人)、テウソン (英)

② 規約委員会

経済 社会要求 ↓ 資格審査、大会運営を十二月七日

規約 | 本会評で成立、十二月八日 ↓ 成立宣言

(二) 国際自由労連加盟組合検討会は事務局を強化する必要性に鑑み、総評評会の中に持つてゆく

べきだという炭労からの提案 結論 | 保留、次回幹事会で決定する。





## 6 第二十一回メーデー準備会

メ第二十回メーデー残務整理委員としては国鉄、都労連、総同盟、海員、産別の五単産が決定し、五団体は昨年の申合せにもとづいてメ第二十一回メーデー準備打合せ会を招請することにし、その責任者は都労連があたることになっていた。

三月六日、メ第二十一回メーデー準備のための下打合せ会が都労連よりの招請により五単産にて発足  
三月十六日、日教組、全官労、硫労連の三単産を加え八単産で打合せを行った結果、次の通り決定  
メ三月二十四日、硫労連会館にてメ一回準備会を開く、

メ主要なる全国労組組合が中心となる

三月二十四日、青年祖国戦線準備会、朝鮮解放救済会、全国生活擁護団体連合会等の民主団体代表  
来り

・我々も含めて準備を進め、発言権も決定権も手へよ。

・鉋造も労組組合のイニシヤによつてなされねばならぬ。

の両者の主張が鋭く対立し、議場は混乱、円満に議事を進行することが不可能となり、議事は結論が出ぬまゝに打切らる

三月三十一日、交通協会に於てメ二回準備会

メ一回と同じように民主団体の発言問題をめぐり紛糾、新時休憩し双方の代表者間で協議した結果、メ本日は発云権は認めるが実行委員会に加えるかどうかは別にすることとし、議事再会  
実行委員会を構成し、準備を進めるとの結論に達し、都労連より四十九の全国組合で構成する案が提出され、産別側からは六十款、団体に構成する案が提出され、今回はこれを中心に討議を重ねる

こととして閉会した。

四月三日、オ三回準備打合せ（於硫労働会館）

都労連よりオ二回、の案をプリントにより配布され、産別よりは前回と異り、二十組合にて実行委員会を持つ案を出され、前回の確認と相違するとして又々紛糾し双方代表者会議を持つも纏らず遂に総同盟、都労連側は「今日までの確認を責任を以って、議事進行に快力せずして、時間を空費しても無意味である、準備会を白紙にもどし都労連案を中心に主要なる労働組合五十数団体ににて進めたい、本会議を打切つてほしい」との要求が出され、議長は散会を宣したが、産別系は続会を主張し、大混乱となる。

四月四日、日教組中報はこの報告を基礎に討議した結果、「<sup>化條</sup>館進も統一のために努力する」<sup>化條</sup>と結論を持つて、東文会館に於ける都労連案によるメーデー打合せ準備会に出席、会議は勇退より険悪にして産別系のみによるメーデー準備会の記事並びに、三月十七日産別独自の名儀で皇居前広場借用願をなし、許可を得た矣、及び四月三日付のアカハタの民主団体の行動が問題に取上げられ、両派は論争を展開、遂に自治労校より、会議打切りの勧議が出された。

日教組はメーデーの<sup>統</sup>重要性を説くも容れられず、分裂メーデー準備会となり散会す。

四月六日、日教組は館進統一への努力を捨てず、総同盟、總評を訪れ申入れると共に、産別を訪向両者の会談を約さしむ、九時より硫労働会館にて日教組立会の下に会談を続けられ、最終は民主団体の取扱にあるも一條の光明を見出し散会。

四月十一日、両者の一致点を見出すべく努力した結果、オ二回のメーデー統一の懇談会を教育会館にて総同盟、産別、新産別の出席を得て南く、  
主要なる労働組がメーデーの主催者となる。

2. スローガンは両者の意見合致したもののみ掲げる

3. 民主団体の取扱ひは再考慮する

それだけの実行委員会に諮り十三日の会議を持つことを約して散会

四月十三日、第三回の打合会を持ち

スローガンは「平和と独立を闘いとれ」一本にすること

2. 民主団体

参加者

として民主団体を入れ、実行委員の専門的な仕事を手伝う意味で専門部に入つて貰う

統一の形勢は漸く濃くなり、両者それそれの機関に諮り十五日会談をなすこととして散会

メーデー統一世話人会

四月十五日十八時

出席者

2. 内容

イ. メーデーは統一に行ふことに内定（二十時三十分）

ロ. 各位は責任を以つてそれそれの実行委員会、促進委員会に計つて統一メーデーの線で行く、

ハ. 四月十八日午後五時の統一世話人会で最後の決定をなす

ニ. その時、声明書も出し外報に発表し事務的にも進行をはかる

3. 内容

イ. 統一スローガンと大きく一本打出して兩催す

ロ. スローガン

「平和と独立とをたたかいとれ、全面講和の促進」

八更に

メーデーをけいきに戦争反対の具体的行動を積極的に展開してゆくことに、意見が一致した  
このことは両者誠意を以って当る

ニヤレヤレの具体的な要求は決議の中に出し合つて行く  
ホ民主団体の取扱ひについては専門部に投函してもらおう

（鏡つかの民主団体は専門部に入つて実質的に活動してもらおう）  
へその具体的なものは実行委員会が責任を以つてきめてゆく

ト民主団体は總て参加団体であることを認める  
ヲ希望する実行委員、主催団体は

。 総同盟、海員、国鉄、新産別、炭労、私鉄、全鉱、都労連、日教組、全連従（異議あり）  
。 産別、硫労連、全公団、全造船、全日通、全自動車、全官労、全新聞、自治労連、大化学  
。 東地労（異議あり）全日労（考慮される）

4. 次の予定

イ 四月十八日午後五時十人程度の世話人会を開き最終的統一を行い、声明書を出し公開、事務  
打合せも行う

ロ 四月二十日、又一回実行委員会を行い、具体的な方針をきめる

ハ 四月二十一日、参加主催団体全員の集合を計る

5. 打合せ事項

イ 費用は東京在従労組一人一円資金カンパを計画す  
ロ 主催団体、参加団体の志分の支出を依頼する

四月十八日、午後五時半—九時

日教組、大原、双方計十一名

一、スローガン、構成団体等について種々話合った結果、次の通り決定、新聞にも発表することになった。

オニ十一回メーデーは

一、すべての労働組合を主催団体とする

二、その他の民主団体を参加団体とする

三、機動性のある有力組合をもって実行委員会をつくる

四、スローガン「平和と独立を闘いとれ、全面講和の促進」を中心として統一メーデーを闘うこと

とになった、尚このメーデーを、けいきに戦争反対の具体的行動をそれぞれの立場から積極的に展開することに意見の一致をみた

之に基づいて

五、二十日、オニ一回統一メーデー実行委員会を樹く、

実行委員は

日教組、総同盟、産別、全日通、硫労連、全造船、全自動車、全公団、全官労、自治労連、

大化学、全新聞、全銀連、国鉄、炭労、全鉱、海員、全連従、自治労援、私鉄、新産別、

都労連、東地労、

六、二十二日、主催組合及び地区有力組合を召請する

# 總評議會指針

(1)

結成に至るまでの經過  
基本綱領  
規 約  
當面の行動綱領  
各加盟組合名簿

日本労働組合總評議會準備會編

## ま え が き

戦後の再建日本労働運動が今日に至るまでの足どりは、一言にして云うならば、占領軍の手による日本の民主化達成方針の一環として採られた労働組合の助成政策と、終戦直後における激しい革命的風潮の波に乗じた極左偏的な労働運動の指導勢力が、時の経過に従って人心の平静化とともに漸次涸落の傾向を強め、これに代つて所謂民主的労働運動が極左の妨害と支配階級の労働運動壓迫の策動を排除しつつ、逐次地歩を拡大し遂に日本の労働組合大部分の分野においてその指導権を確立して、労働戦線統一への歩を大きく踏み出すに至つたものと云えよう。

労働運動の左翼偏的な方針がまづ頭を打つて大きく轉回せざるを得なくなつたのは一九四七年の所謂二・一ストの時期に求められる。この共同斗争を通じて盛上つた統一への氣運は遭遇した事態に對する反省とともに、急速に全般的な統一母体結成へと動き、各組合相互間に多くの矛盾を内蔵しつつも幾多の調整工作によつて、同年三月十日に全國労働組合連絡協議會（全労連）の發足を見るに至つたのである。しかしながら労働運動の指導方針に對する見解の對立は決して根本的に解決されたものではなく矛盾は依然矛盾として、全労連組織を温床とし組織の運営を繞つて擴大再生産されて行つた。加えてこの統一体を好箇の足場として捉えんとした共産黨の積極的

工作は運動に對する戦後組合の運営の未熟さと、殆んどすべての組合が戦後インフレの昂進に追いかけられ斗争に次ぐ斗争に弄命する状態を餘儀なくされて、全労連の運営に對し充分な力を注ぎ得なかつた間隙とに乗じ、全労連事務局支配にまづ成功し、結果するところ全労連は、産別會議と不離一体の形で、極左運動の舞台となり了せるの運命を擔つたのである。こゝに於て總同盟を始めとし、各主要組合は逐次全労連より離脱するに至り、全労連は當初ともかくも寄せられた期待とは完全に相反し、統一母体としての機能を全く失つて終つたのである。

この様な事態の中に、最も極左偏向の甚だしかつた産別會議の中に、所謂産別民主化同盟が生まれ、産別會議は漸次自壊作用を表面化して來た。そして遂に産別より離脱した民主化同盟、早くより全労連に對抗して新しい民主的労働組合統一母体の組織に着手しつゝあつた總同盟、更に同じく組合内の左翼指導勢力拂拭のため斗いつゝあつた國鐵民同等は相結んで、全労會議準備會を一九四九年二月に組織したのである。かくしてこの全労會議の發足は労働組合民主化運動躍進の大きな動因となつたのであるが、從來より總同盟、産別會議の何れにも加盟せず独自の立場によつて進んできた炭勞、海員、全日通、私鐵、全礦、全日勞等の民間主要組合は、この全労會議に参加の途を選ばず、別に新しい統一への途を求めつゝ、次第にその動きを強める傾向を示したのである。一方において、全労連同様極左の影響に強く支配されていた官公組織の中においても民主化運動は急速に進められ、これらは、日教組、全選従組、自治勞協等に於ける民主的指導勢力



の確立に伴う新全官の組織へと発展し、戦線統一への一つの流れを形成しつつあった。この様に當初の組合民主化運動と統一の動向は、表面的に見る限り必ずしも一本の線と一つの目標に結びつけられていないかの如き様相を呈してはいたが、これらは何れも戦後急速に發展した日本労働運動が有する特質の現れであつて、各組合のもつ主体的條件と各組合間の關係は始めから一本の線に揃い得ない情勢に置かれていたのは止むを得ぬところであつた。しかしながら表面別個の動きを示していたかの如きこれらの動向も、その本質において相對立する性格をもつていたのではなく、極左偏向の誤れる労働運動の影響を拂拭して、建設的にして正しい労働運動を労働者自らの手によつて確立しようとする大きな流れの中に、夫々が等しい息吹きをしていたのであつた。その故にこそ、一九四九年の年末斗争を通じて各組合が、増大する反動資本攻勢のもとに斗つた苦難の經驗は、共同斗争の實踐の中から急速なる戦線統一への氣運を大きく生み出し、小異を捨て、大同につく同志的連携を具体化し、全國労働組合統一準備會へと發展していつたのである。

またこの統一運動が大きく發展する上に、世界労連の共産黨支配傾向の濃化に對抗し、各國における民主的にして自由な労働組合の新しい國際的組織確立運動の結實たる國際自由労連が一九四九年十二月に發足、わが國よりもこの創立大會に五名の代表を送る機會を持つた事が、極めて重要影響をもたらし、統一運動の急速な推進に拍車をかけた事實も見逃すことができないのである。こゝに生み出されようとする日本労働組合總評議會は以上概説した如く戦後五年間、わが國

組織労働者が身をもつて体験したあらゆる斗争の實踐の中から必然的に導き出された當面の結論であり、われわれが今後開拓し築いて行こうとする民主的労働運動の新しい歴史の一頁である。同時にこの事は、國際自由労連を中心として展開されつゝある世界の自由にして民主的な労働運動の動向の中に、國際的視野からも正しく理解され把握されねばならない。

### 統一準備運動の足跡

#### 一、民主的労働戦線統一懇談會の形成とその過程

まえがきにも述べた通り、民主的戦線統一の動きは、一朝にして起きたものではなく、終戦直後労働運動の再建始動期に遡つて考察が加えられねばならないのである。しかし、日本労働組合總評議會結成という結論を生み出した今回の統一カンパが、具体的に纏つた形として動き出したのは、昨年秋に始まる。

一九四九年の秋は民主的労働運動にとつて、苦斗の連続が漸くにして花を開き結實へと進んだときと云えよう。即ちこの期間に開催相次いだ主要な労働組合の殆んど全ての大會、中央委員會等においては、共産黨——産別會議——全労連と結んだ極左勢力必死の反撃を破つて、民主的勞

働運動の指導方針が大衆の歴史的指示のもとに確立され、日本労働運動の主導権が民主的労働組合の手中に歸するに至つたのである。この國內労働戦線における民主的勢力の地方擴大については、國際自由労連への参加を通じ、民主的労働組合の國際的統一戦線へ直接日本の労働運動が結びつくという途の開かれたことが我々の斗いを有利に導くため大きな一要因となつたことも事實である。また極左労働組合の産業破壊的非法活動の強行による戦線自壊作用に對し、民主的労働組合が、國會共斗委員會、自由世界労連加盟促進協議會を通じ完全に極左的運動から袂別して、独自の合理的なカンパを組織し得たことも、より重大な要素として挙げられねばならない。

この秋の全國大會において國際自由労連への加盟を正式に決定した組合は、總同盟、國鐵、日教組、全日勞、新産別、海員、全鑛、炭勞の八組合であつた。同時にこの時期において炭勞を皮切りとし私鐵、全鑛、全印刷廳、國鐵、日教組、海員、電産（擴大中央委員に於て）全日通、全遞從組、都勞連等が相次いで全勞連から脱退し、全勞連は瘦せ細つた産別會議とその直系のほかには全造船、全銀連その他四、五の組合を數えるに過ぎず、一〇〇萬にも足りない組織に轉落してしまつたのである。しかも全勞連の中軸をなしていた全造船は本年二月上旬の中央委員會において全勞連、大金屬から脱退を決議し、全港灣もまた産別會議の陣營から離れ去つたのである。このような情勢のもとに、一九四九年十一月一日私鐵總連を提唱者として、技術的考慮のもとに全勞會議準備會加盟組合を一應外し、私鐵、炭勞、全日勞、全鑛、硫勞連、全日通、海員

(神戸出張のため當日欠席)の間に、民主的労働戦線統一のための懇談會がもたれた。この懇談會においては、民主的労働組合統一の要求が高まりつゝあることを確認した上、運動方針が基本的に一致する労働組合の間において、急速に戦線統一のための具体的協議を進めること、そのためには出席組合が全面的に協力することを約した。

十一月一日の申合せに従ひ私鐵總連が呼びかけた戦線統一懇談會(十一月十四日、全礦會館において開催)に代表を送つた組合は、前記七組合(全日通は欠席)のほか、總同盟、全蠶糸、全織同盟、重電機、日礦、炭勞、全漕從組、全音電、全麥連、國鐵、全專賣、都勞連、新産別の二十組合、その代表三十余名であつた。

席上戦線統一に關する各組合の態度が次のように報告された。

(イ) 國鐵 塩原大會において全勞會議の指向する線にそつて戦線統一することに決定した。しかし全勞會議の名稱にも、自由世界勞連につながる組織にもこだわらず、全體の動きに同調する立場をとることになっている。

(ロ) 全礦 國會共闘、自由世界勞連に加盟している組合の指向は根本的には同じであるが、中立組合の立場から、全勞會議をも併せ含むような幅広い民主的勞組の統一を望んでいる。このためには國會共闘の闘いを通じて統一運動を推進したい。

(ハ) 炭勞 執行部は全勞會議の指向する線にそつて統一を考えている。併し、全勞連のような

統一組織でゆくか、もつと強固な統一體にするかは再検討を要する。自由世界労連とのつながり方も研究せねばならない。

(二) 私織 第五回大會において戦線統一の方針が決定されたが、それは 1、平和的民主主義革命—建設的コース 2、生産復興を通じての労働者の生活防衛—民主的戦線統一の形成 3、政黨の組合支配の排除と、政黨、組合間における協力關係の設定、の三項目である。これ等の根本方針を認めうる組合が機關を通じて統一運動に協力提けいすることを希望する。

(ホ) 全日勞 過般の大會では、先ず中立組合の統一運動から始めるべきであると決定したが、情勢の變化によりこのワクに敢てこだわらない。

(ヘ) 全麥連 食品産業關係の組合として、總同盟の全食産との合同を考えているが、自由世界労連加盟をテコに國內戦線の統一をはかることには實感がもてない。

(ト) 硫勞連 硫勞連の構成組合は總同盟、産別、中立等に分れ複雑で、仲々一本の線に早急にまとまることは困難である。

(チ) 總同盟 大會においては 1、全勞會議の實質的強化擴大に努力するが、併し名稱にはこだわらぬ。 2、綱領、行動スローガン等において大綱的に一致している組合との間には合同を進める。 3、自由世界労連加盟運動を通じて民主的労働戦線の統一を促進する。但し

今日直ちには自由世界労連加盟不可能な組合をも包含して行く。

(リ) 新産別 大體總同盟の方針と同じであるが、總同盟、新産別の合同を一環として、全勞會議の指向する方向で廣く統一體を作るべきであると決定している。

(ヌ) 海員組合 自由世界労連加盟運動を通じて戦線統一を促進する。また全勞會議および中立組合懇談會を打つて一丸とする統一體形成のために、これらの組織にこだわらず、國會共闘等の具體的共闘活動を通じて統一を進める。

(ル) 全選従 國會共闘はカンパ組織で、そのものが即戦線統一母體ではない。この席上において直ちに戦線統一準備會を持ち、具體的問題の討議をすべきである。

(ヲ) 全專賣 統一の要諦は組織と組織と正式機關を通じて協議することである。

(ワ) 都勞連 都勞連の特殊性からして組合の自主性確立の線にそつた戦線統一であることを望む。

(カ) 全音電 産業別整理を通じて戦線統一を達成したい。

以上の報告に基づき、民主的労働組合は現存する如何なる組織にもこだわることなく、廣く統一を要望していることについて意見の一致を見たが、國內戦線統一運動との関連における自由世界労連加盟問題をいかに扱うかにつき、種々論議が闘わされたのち、結論として、次の三點が申し合わされた。

一、基本的方向として、国内の民主的労働戦線の統一は、国際的には自由世界労連につながる方向と分離して考えることはできない。

二、第二回懇談会を十一月二十一日全鐵本部において開催するが、その前に自由世界労連加盟促進協議会と充分に折衝して、統一的歩調がとれるようにする。

三、次回には各組合とも機関に諮つて正式代表を出席させる。

#### 二、全国労働組合統一準備会の發足と進展——一九四九年末まで

A 十一月二十一日の第二回懇談会には日教組および日放勞が新しく参加し、全選從組の提案によつてこの懇談会を「全国労働組合統一準備会」として發足させることを確認した。更に自由世界労連加盟促進協議会における討議の結論を持ち込んで準備会の目的、基本性格、構成について協議した結果、次の如き決定をみた。

#### 「目的」

自由にして民主的な労働運動を推進しつつある組織労働者の力と闘いを結集し、カンパニア組織より更に前進した強力な民主的労働組合の統一結集體を組織することを目的とする。

#### 「構成の基本線」

一、国内における民主的労働戦線統一の方向が自由世界労連につながることを認め、かつ労働

者階級の同志的友愛と信義を基調とすること。

二、自由世界労連加盟を正式機關で決定していない組合は、早急に正式態度を決定するように努力すること。

「構成」

一、以上の目的と基本線を中央責任機關（大會、中央委員會、中央執行委員會等）で了承した全國的組織をもつ組合をもつて構成する。

二、全國的組織をもつ組合は、會議體、連合體、單一、産業別、業種別の何れの組織形態をもつものであつても廣く包含すること。

以上の方針が確認されたのち、運動の進め方について審議し、統一準備會の運営は、單産各一名同盟體、連合體が一本として参加する場合は各三名以内の準備委員をもつて委員會を構成して行うこと、假事務所を全礦會館内におくこと等の決定を見た。

B 懇談會を發展せしめた第三回準備委員會は十一月二十四日開催され、次の諸事項を決定した

一、各組合の正式準備委員（後日追加決定の分を含む）  
 （國鐵）佐藤繁（海員）和田春生（總同盟）北川義行、島上善五郎、木村有三（炭勞）柴田圭介（全日勞）入江汎（日教組）岡三郎（全麥連）飯尾達三郎（日放勞）河田進（新産別）暫定的に落合英又は高瀬又七（私鐵）肥田次郎（全礦）村田哲夫（全遞從）横川正一（都勞連）末



決定（硫勞連）光友清種

二、左の未参加あるいは参加未決定組合に對しては準備會の名を以て招請を發する。

1、全日通 2、電産 3、全蠶糸 4、全音電 5、化學關係勞組

三、活動費について

各組合より第一回分として一率五百圓を持寄る。

四、組織活動について

1、第二回準備委員會で申し合せた目的と基本線に沿つて、速かに協議體又は會議體の如き一本で闘える組織を發足させる。

2、發足の時期は、來年（一九五〇年）一月中旬を目標として結成大會を開催する。

3、新しい組織の性格、綱領、規約等については小委員會を設けて立案する。

五、小委員は官公關係勞組（國鐵、日教組、全遞從、都勞連等）から國鐵の佐藤繁、同盟體勞組（總同盟、全日勞、新産別）から總同盟の北川義行、民間勞組から海員の和田春生の三名をもつて構成する。

小委員は各組合から文書その他をもつて提出される意見をも參酌の上、今月中に成果をまとめ來月二日の準備委員會總會に提出する。

C 第四回準備委員會は十二月六日に開催され、新しく、電産、重電機、及び全石勞（オプザー

バー) 曹達勞協(オブザーバー)の参加を見た。

小委員会を代表して佐藤小委員から各小委員が夫々作成した原案をもちより十一月二十六日および同二十八日の小委員会で練つた結論的報告がなされた。

1、憲章案について　これは従来用いられてきた綱領に代る名稱である。綱領に盛られている形式主義を打破し、五百萬組織の綱領にふさわしくするために「憲章」という文字を使用し、斬新な内容を盛り得たこと等自負する。基本的な考へ方は

イ、この組織の基本理念を明確に出そうと試みている。

ロ、資本攻勢の激化に伴つて抬頭しようとしているファシズムに対する闘争を謳つた。

ハ、組合本来の経済領域における闘争と闘争目標を明示した。

ニ、民主的な労働組合の國際的提けのあり方を考慮した。

2、規約案について　和田小委員欠席につき總同盟内村氏代つて報告

イ、名稱は日本労働組合總評議會とする。

ロ、組織の性格

一、原則として全國的労働組合(單産および連合體)を以て組織し、例外として地方的労働組合の参加をも認める。

二、加盟團體の自主権を尊重する。

三、全勞連の如き單なる連絡協議機關ではなく比較的ゆるい連合體の如き性格とする。

ハ、機關の運営

- 一、構成員四分の三出席で成立し、三分の二多數決制とする。但し特殊な問題については組合員數比例投票制をとることができる（例えば自由世界勞連代表選舉の場合等）
- 二、決定事項については總評議會の名をもつて行動することができる。
- 三、決議に反對の組合は自主權を犯されることはないが、決議實行を妨害するような行動は許されない。

ニ、機關

- 一、決議機關は評議員會四〇〇名程度、理事會は八〇名程度とし、各組合から上級遞減人數比例によつて選出する。
- 二、執行機關は常任理事會とし一〇名程度とする。
- 三、書記局は總務部、國際部、政治部、組織宣傳部、調査部、會計部の六部とし、事務局長が主宰する。

ホ、會費 一ヶ月二十五萬圓程度を目標とし、上級遞減人數比例で割當てる。

3、私鐵總連の提案について提出された要綱は

- 一、自由世界勞連加盟を總評議會參加の前提とすべきではない。

- 二、準備委員会で得られた成果は一應すべての組合に提示し、三ヶ月位の大衆討議期間を経  
てから最後の決定を行うこと。この提案をめぐり結成大会の期日が問題となつたが、各組合  
とも一月中旬結成を一應の努力目標として、活潑な宣傳啓蒙活動を展開することに決定した
- D 第五回準備委員会は十二月十二日開催、討議は規約案をめぐつて行われた。統一體の性格が  
連合體であるか、協議體であるか、等に論點が集中され、結論を得ないままに、戦線統一に關  
する何等かの結論を本月中に出すことが申し合わされたに止つた。
- E 十二月十七日第六回準備委員會が開催され、先ず總同盟柳本氏から、總同盟の提唱にかかる  
「總同盟、新産別その他の組合との合同統一懇談會開催」について了解を求めた。  
本日の議題は規約案に終始したが、和田小委員の逐條説明の後、審議に入つた。論議の焦點  
は「多數決制か満場一致制」かという組織上の問題におかれ、結論を得ないままに
- 1、憲章案、行動綱領案および規約案は當初の豫定では準備委員會において検討ののち、準備委  
員會成案として各組合の討議に附すことになつていたが、時間的に間に合わないで、小委員  
會案に審議の過程で現われた意見を附して各組合に流すこともできる。
  - 2、國會共闘會議と統一準備會との關係については、兩者それぞれの活動分野と任務があること  
を認めた上、相互に緊密に連絡つけいすること。
- なを國會共闘の運動を活潑化させるためには、それを統一的にバックすることのできる總評議

會を一日も速かに成立させるべく努力する。  
との申合せを行つて、この日の準備會を終了し、次回は年が明けてから一月中旬頃に開催することを決定した。

### 三、年明けの準備會急速に議事進展——結論へ

A 第八回準備委員會は年を越して一九五〇年一月十六日に行はれた。國會共闘の越年闘争は問題を新年に持ち越し、第七國會を目指して新年早々から着々として戦備を整えつつあつたが、この國會共闘の盛り上りの中に如何に總評議會の活動を結びつけるかにつき、協議の結果得られた結論は次の通りであつた。

#### 一、國會共闘會議との關係

十二月二十三日の國會共闘委員會の席上でも確認された通り、國會共闘委と統一準備會との組織、活動任務は根本的に異つてゐる。従つて共闘委において統一準備會の組織的任務を代行しうるかの知く考えることは正しくない。統一準備會はあく迄も既定方針どおり、共闘委から組織的に獨立してより廣汎な任務をもつ民主的労働戦線の統一母體としての活動を行う。

#### 二、結成の方式と時期について

これには二つの意見があつた。第一の意見、國會闘争は三月頃がヤマであるが、三月闘争の成

果を俟つて、茲に盛り上げられた民主的労組の力を結成大會に結集すべきだ。従つて大會は四月頃とすべきである。第二の意見、結成大會は三月闘争の波の高まりの頂點において行はるべきだ。これによつて三月闘争の成果を維持發展させることができる。したがつて大會は二月下旬乃至三月上旬とすべきである。

結論としては、三月闘争の波の高まりの中で結成大會を開催しうるよう努力することが申し合はされた。

三、世話人組合の決定および統一準備會ニュース發行が決定された。

B 統一準備會と密接な關係にある國際自由労連の創立大會に派遣された五代表は、一月二十一日民主的労働組合の代表二百名に迎えられて無事歸朝したので、一月二十二日統一準備會主催で歸朝報告會を神田教育會館で開いた。

なお、横濱埠頭において一行を代表して加藤代表は次のようなメッセージを發表した。

國際自由労連の結成で世界四十三ヶ國、五千萬の労働者の團結ができたことはよろこばしい自由な立場で國際會議に出席できたことは劃期的なことである。會議では強く戦争を否定すると共に、日、獨、オーストリアの敗戦國が完全に平等に取扱われ、世界家族の一員として迎えることを宣言し、移民の自由の問題については労連が積極的に實現を圖るよう議せられた。また資本と労働の不均衡の國には特殊な措置をとることになった。労連への参加は今後

こと 5 役員を選出方法を再検討すること 6 機関と役員の名稱を変更すること。  
等につき若干の修正を施され、原案が承認されるに至り、尙規約全體の再検討整理を基本綱領  
同様小委員會に一任した。

E 第十一回準備委員會は二月四日午後一時から夜の九時半にわたつて行われ、小委員會提出の  
基本綱領案の確認と行動綱領ならびに規約の審議を行った結果、行動綱領のみは次回に持ち越  
し、他は若干の字句修正および次の二點を除き、大體において準備委員會の最終案として了承  
されるに至つた。

問題となつた點は規約に關し、日教組の提案にかかわる議長制の件、會費を月額五十萬圓に  
増額の件であつたが、新産別は總評が連絡協議體であるという建前からこれに反對、また會費  
の徴收方法も頭割りで行くべきであるとの意見が提出された。その結果、二點についての最終  
結論は次回に出すことにするが、一應豫算の問題に關しては

豫算は月額五〇萬圓とし結成大會では、若干期間その半額で運営する、との附帯條件をつけ  
て承認することに大體の意見がまとまつた。なお、大會の期日は三月中旬を目安とするが各  
組合は自己の機關の意見を次回までにまとめて來ることになつた。

F 次いで第十二回準備委員會は、新全農林が新しく参加して、一月十六日に開催された。當日  
の審議内容及び決定は左のとおり

の労働運動の方向を示したものと思う。

特に會議中、自國の經濟の充實なしにはその國の労働者の生活水準向上は望み難いことを痛感した。今後のわれわれとしては、労働戦線の捨石となり、國際労働者の好意にこたえ、併せて國際信用の向上と講和會議促進に寄與したいと思う。既存の共產系世界勞連との問題も今後の實績により、いずれが眞の労働者の味方かを批判されることにならう。

C 第九回準備委員會は一月二十五日、十八組合、二六代表（全映演新しく参加）出席の上開催された。憲章については、全日勞、炭勞、新産別および全礦から文書による修正案が提出されこれを中心にして検討を進めた結果「憲章」を「基本綱領」と改めること、その他各項にわたつての修正意見が調整集約され、略々結論に到達したが、最初憲章として起案された上修正箇所が挿入されたため、全體的に文章を整理し構成を改める必要を生じたので、最後の仕上は小委員會に一任することになった。

D 一月二十九日の第十回準備委員會には全日通代表が始めて参加した。當日は規約草案の審議に入り、和田小委員から、本規約起草に當つては國際運輸労働組合連盟、國際婦人服労働組合AFL、CIO、等の規約をも参考とした旨の附言があつて、逐條討議を行い

規約案の1前文末尾の削除 2構成組合は當面産業別全國組合と全國的連合體が二大支柱となるべきこと 3票決權の委任を二票迄に制限すること 4二重加盟は原則として否定する



一、北川小委員よりの當面の行動綱領草案について説明があり討論の結果、若干の修正がなされたのち可決された。

二、規約中の議長制を設けるか否かの件、會費の件、および結成期日の件を一應除外して、修正された基本綱領、規約、行動綱領を確認するか否かを各代表者に諮ったところ、

承認する——總同盟、日教組、國鐵、全日勞、全鑛、全運従、海員、全鑛、日本鑛山  
未決定——私鐵、都勞連、自治勞協、全蠶糸、硫勞連、全日通、日放勞、電産

除外條件の三點を切りはなしては確認できない——新産別

となり、新産別を除いては、未決定のところも大體に於て本質的に異論のある組織はなかつた。

三、議長制を設けよとの提案が前回日教組から提案され、これにつき各組合の意向を質した結果、新産別のみが積極的に反對を唱え、本問題の決定は次回委員會迄結論を延ばすことになった。

四、豫算問題については私鐵から最低月額五〇萬圓の提案がなされた。これに對し新産別からは、逆に二五萬圓の半減案が出され、紛糾したが、結論は次回に譲ることになった。

四、準備會最終的に結着、結成準備大會の準備活動へ進展

(a) 第十三回準備委員会は二月十九日開かれたが、總評議會の性格問題を中心にする議長制、會費等につき異論ありとした新産別は中央執行委員會の決定にもとづく次のような結論を委員會に提出した。

(二月十四日新産別中執委決定)

統一準備會對する結論

- 1、現在民主的な組合、團體のすべてが参加できる協議機關とすること。
- 2、したがって機關は合議制となし、共通せる問題と闘争の共同戦線の常置機關とする。
- 3、全國的な組織をもつ單産並に總同盟、全日勞、新産別のような連合體も、そのまま支障なく参加できる中の廣い機關であること。
- 4、故に組織を代表するが如き議長とか會長とかはおかない。會費も協議機關としての機能を果たすだけの低廉の額とすること(新産別は當初豫定額二十五萬圓の半減を主張する)
- 5、議長と會費の問題は、規約の形式如何にかかわらず、實質的に連合體としての性格をもつに至らしめるものであるから、すべての民主的な傾向の團體が加盟することは困難となるのみならず、總同盟、全日勞、新産別の如き連合體は屋上屋を重ねることとなる。現在直ちに新産別の如き連合體を弱体化してまで一舉に新しい連合體へもつて行き、統一機關を設置する條件は存在しないと考える。

この決定は、新産別においては次期の正規な意思決定機関の議を経なければ改めることはできぬ、と明言したので、これを新産別従来の主張と異なる印象のもとに受けとつた新産別以外のすべての組合と対立し、討論が行われたが、結局、当面次の如く取扱いを決定するより他はなかつた。

一、新産別は次期中央委員会乃至大會で本問題につき決定がある迄、總評加盟を留保する。但しオブザーバーを派遣し今後とも戦線統一に對しては相互に協力する。

二、新産別と總評議會加盟主要組合との間において問題打開のため話し合う機会をもつ。次いで豫算案につき和田小委員から草案が出され、一應の審議を経たのち、新しく發足すべき大會準備委員会内に豫算委員会をもうけて案を練ることとするが、大體最初から五〇萬の枠を目標とすることが承認された。

第三には、議長制（一名）を置くことに意見の一致を見、これに伴う規約改正がなされた。なお大會迄に議長を置くような条件が成熟しない場合には、當初は議長を空席とし、大會の附託を受けて評議員會が適當な時期にこれを選任できる便法を採ることを認めた。

第四に、大會の形式および時期については、各組合に於ける正規機關決定の時間的ズレを勘案して結成準備大會と創立（結成）大會との二段に分け、準備大會を三月十一日、結成大會を七月一日を目途に行うことにした。但し結成準備大會は總評の規約綱領に従つて運営されるか

ら實質的には結成大會と同一効果をもつものであることが確認された。  
最後に結成準備大會において統一準備會は、日本労働組合總評議會準備會に切替えられること、それ迄の準備活動は、今迄の統一準備委員會をそのまま、性格を結成準備大會のための準備委員會（大會準備委員會）に切替えて當ることを決定した。

(b) 第一回の結成大會準備委員會は、二月二十二日に開催され、この席上で各組合より總評に對する組合の態度を更に報告し、次いで大會準備の基本方針を決定した上、大會準備の執行に當る世話人として、總同盟（北川）國鐵（佐藤）日教組（高間）全日勞（入江）炭勞（大倉）海員（和田）私鐵（肥田）全礦（村田）とした。  
世話人は同日の會議の後引き続き協議を行い、直ちに分擔を定めて具體的な準備活動に移った。

### むすび

以上述べ來つた様な経過によつて、わが國労働運動史上、劃期的な意義を有する日本労働組合總評議會準備會の發足を迎えるに至つたのであるが、この新しい民主的統一組織が生れたことによつて、今や日本労働運動の主導權は、われわれ民主的労働組合の手中に歸し、全勞連及び産別會議は、名實ともにセクト的な極左的部分組織に轉落して終つたのである。

その實相を、全國労働組合統一準備會に結集した組織と、全勞連傘下組合との現勢分布について

て見よう。

A 全国労働組合統一準備会構成メンバーは次の通りである。

(一九五〇年二月二十二日現在)

総同盟	一一〇萬	全日勞	五〇萬	海員	一四萬
日教組	四六萬	國鐵	四五萬	自治勞協	一三萬
炭勞	三〇萬	全逓從	三〇萬	全日通	一〇萬
全蠶糸	七萬	重電機	二・五萬	△全石勞	一・三萬
新全農林	六萬	全映演	〇・五萬	△全麥連	〇・五萬
電産	一四萬	私鐵	一二萬	全鑛	七萬
都勞連	六萬	硫勞連	四萬	日放勞	〇・七萬
○新産別	三〇萬	△全音電	〇・八萬	△遭達勞協	

(以上合計二四組合、四四三・八萬名) ○印は總評に参加保留、△はオブザーバー

B 全国労働組合統一準備会構成メンバーとしては参加していないが、全勞連、産別の影響から脱し、民主的労働運動を指向しつつある組合で、結成準備大会に参加招請を發した範圍(これらの諸組合の中には現に正式参加を決定した組合もある)は次の通りである。

日財、交通公社、全旅勞連、大藏職組、全造船、全港灣、全海連、鐵道弘濟會、全炭素、全亜勞、全醫療、日電連合會、織維機械、全百連、日本新聞勞連

計 一五組合

前記の全國労働組合統一準備會に結集する組合とこれらを合すれば、極左偏向の労働運動に對立し、新しい民主的戦線統一を指向する勢力は三十數組合、組織人員五〇〇萬名に達するのである。

C 全勞連、産別に未だに繋がっている組織は次の通りである。

金 屬	一三萬	全 遞 勞	一〇萬	自 治 勞 連	一〇萬
全 官 勞	一五萬	金 銀 連	一一萬	全 公 團	九萬
全 自 動 車	四・三萬	全 自 勞 連	二・三萬	印 刷 出 版	一・七萬
全 生 保	一・四萬	農 委 勞	一・二萬	全 水 勞	一・二萬
日 映 演	〇・九萬	經 協	〇・一萬	全 新 聞	一・七萬
全 電 線	一・三萬	全 土 建	一・二萬	全 國 ガ ス	一萬
全 醫 協	〇・一萬	東 京 土 建	〇・五萬	全 木 勞	〇・五萬
(以上合計)	一二組合	(以上合計)	八七萬名		

〔註〕 以上の全勞連、産別に關する組合員數は、全勞連より世上に流布され或いは巷間一部に傳えられている數字をも含んでいるが、例えば、全遞勞は組織殆どなく、自治勞連も最近自稱六萬というが、これも殆ど實數なく、全官勞の組織實體もカイ減に瀕している有様でかくみてもくと全勞連系は實數五、六十萬も怪しいということになる。

### 日本労働組合総評議會(準備會)基本綱領

日本労働組合総評議會は、日本のあらゆる自由にして民主的な労働組合の結集された力によつて、労働者の労働条件を維持改善し、その経済的政治的社會的地位の向上を圖り、日本の民主主義革命を推進するとともに、社會主義社會の建設を期し、經濟の興隆と民族の自主獨立を達成して、自由と平等と平和の保障される人類社會の建設に貢献せんとするものである。この基本理念を推進するに際してわれわれは次の諸原則を確認し宣言する。

一、労働組合は、労働者が自からの経済的社會的共通の利益を維持増進するため自主的に組織した團體であつて、政治權力の獲得を直接の目的とし特定の政治理念を基軸として結成される政黨とは、その機能と性格を全く異にするものである。この故に労働組合は政府企業經營者等外部からの如何なる支配干渉をも絶対に排すると同時に政黨からも完全に獨立し自由でなければならぬ。

しかしながら、資本家階級が支配的地位を擁している状況下においては、労働運動のすべて経済的分野のみに留り得るものではなく、必然的にその活動は政治的分野にも及ぶものであるが、政治的活動自體が労働組合の主要任務ではない。この原則は、政黨と労働組合との性格と

立場を混同し、労働組合をもつて政治権力獲得の行動部隊の如くみなす理念とは、明らかに相容れないものである。

二、労働組合の経済諸活動は、すべて建設的に行われなければならない。生産力の充實と社会の繁榮によつてこそ労働者の生活が本質的に確保されるのであるから労働者の諸要求は、国民経済力との正しい関連のもとに打立てられ、且つ労働者自からの建設的計畫の上に推進されるべきである。この建設的努力に逆い経済の安定と社会の繁榮を故意に阻害せんとするが如き破壊的極左労働運動は、絶対に容認されるべきではない。

しかしながら、労働者の生活安定が生産復興の根底であり経済安定の基礎的條件であることを見無視し、資本の保全と企業の維持を労働者の一方的犠牲にのみ求め、労働さく取と大衆收奪の上に経済の資本家的安定を計畫するが如き反動的企圖に對しては、これを粉碎するために、團結権罷業權その他労働組合が有する一切の闘争力を發揮してあくまで斗わなければならない。

三、労働者の利害は、基本的に資本家階級と相對立するものであつて、この原則は、公私の如何にかかわらず階級的さく取を伴う雇用關係の存在する限り、歴史を通じて確認されるのである。特定の條件のもとにおいては、勞資協同の行動が存在し得るが、これをもつて労働運動の一般的原则とすべきではない。また労働組合相互間の利益は基本的に一致すべきものであつ



て、時に生ずる利害相反するかの如き現象は、卑近の事象にのみとらわれた偏狭な團體利己心乃至は特定のイデオロギーによつて偏向された運動のもたらすものである。この故に労働組合は、その利害の本質は同一であるとの原則により信義と友愛を基調として協力提携し、相互に緊密な援助を行わなければならない。

四、労働階級解放の最後の達成は、政治権力を労働階級の手中に歸せしめることによつて果されるものであるが、その政權の移行はあくまで立憲的手段によつて圖られなければならない。この故に労働組合は、労働者が憲法と法令の秩序を通し且つそれらの内容のより民主的な前進を斗いとりながらこの最終目的に達するため、労働者の政治的關心と意欲の高揚に不斷の努力を拂いつつ独自の政治活動を展開するとともに、社會民主主義政黨と積極的に協力提携して斗ふ必要がある。また組合と政黨とのこの協力關係は、相異なる機能の明確な認識と相互の自主性尊重の上に置かれるべきであつて、その間に兩者の立場が混同されるようなことがあつてはならない。

五、恒久的世界平和のためには、人民の大多數を占める働く大衆の自由と經濟的福祉の増進を基調とする民主主義が諸國に確立され、あらゆる民族と國家の自主と獨立が、相互の理解と信頼と友愛の上に尊重され保障されなければならない。この世界平和への途を開くものは、自由にして民主的な労働組合による國際的團結の力である。この故にわれわれは、如何なる外部の支

配からも獨立し、全世界の働く人民の自由と福祉の増進を圖り、相互信頼を打ち立てるために有効にして強力な活動を展開する國際労働組織の擴大強化に進んで参畫し、志を同じくする全世界の労働者と緊密に提携しなければならない。

以上の諸原則を通じて推進される自由にして民主的な労働組合の諸活動は、保守反動勢力を封殺し、左右兩極からの全體主義の抬頭を防ぎ、民主々義革命を達成するための最大要素である。この故にわれわれは、如何なる意味においても、労働者個々の權利であり労働組合存立の基礎である労働者の言論思想結社の自由の制限に反對する。

### 日本労働組合總評議會(準備會)規約

#### 前 文

日本労働組合總評議會は、自由にして民主的な労働組合運動を、強固な基礎の上に確立しようとする同一の志と目的のもとに結集した労働組合により、一九五〇年三月十一日に組織され發足したものである。

この組織の目的とするところは、創立に際して採擇された基本綱領の主旨を實行し、その理想

を達成するための活動を強力に推進することにある。  
右の目的にそつてなされるこの評議會の活動、及び組織の維持運営は、この規約の定めるところに従わなければならない。

### 第一章 名稱と事業

第一條 日本労働組合總評議會は、略稱を單に「總評議會」と呼び譯名を次の如く定める。  
(General Council of Trade Unions of Japan (J.C.T.U))

2、總評議會の本部事務所は東京都内に設ける。

第二條 總評議會は、その目的を達成するために、左の事項に關する事業及び活動を行う。

- 一、加盟組合共通の問題に對する共同方針の決定及びその推進
- 二、加盟組合の争議を成功に導くための有效な援助
- 三、未加盟組合の同調と加盟の促進
- 四、加盟組合間の連絡の強化及び同種産業内組織の産業別整理の助長
- 五、國外労働團體との提携連絡及び労働者の國際組織への参加
- 六、院内院外における政治的活動
- 七、國內國外の情報蒐集及び宣傳、出版、調査並びに諸資料の作製

八、その他目的達成に必要な事項

## 第二章 組織及び加盟組合の責任

第三條 總評議會は、日本國內の労働組合によつて組織する。

2、すべての労働組合は、左の條件のもとに總評議會に加盟することができる。

一、原則として産業別組織並びに全國的連合組織の組合であること、但し評議員會が總評議會加盟組合として適當と認められた場合はこの限りでない。

二、總評議會の基本綱領及び現存する規約に賛同すること。

三、組織の權限ある正規機關で總評議會加盟を決定すること。

四、加盟によつて生ずる責任を履行すること。

第四條 總評議會内における各加盟組合の地位と權利は、すべて規約のもとに平等である。

2、加盟組合は、その自主權に對する拘束を受けないが、左の責任を有する。

一、基本綱領及び規約、並びに總評議會の行う事業活動に反對する行動をとらないこと。

二、機關の決定事項を尊重し、具體的措施を伴う決定事項については、これを實行すること、但し、實行することができない場合或いはできなかつたときは、その理由を明らかにすること。

三、會費、特別賦課金を所定の期日に納めること。

四、組合員数を毎月報告すること、但し、組織が重複する組合間においてはその調整を當該組合間で協議し報告すること。

五、組織の変更、役員の変更、事務所の移轉、争議の開始及び終結、その他組合に関する重要行事または変化があつた場合は、その都度報告すること。

第五條 總評議會加盟組合の選出すべき代議員数、會費の負擔額、その他權利義務に関する組合員数は、前條第二項第四號の規定により報告された組合員数による。

第六條 總評議會加盟組合の地方下部組織は、その相互間で連繫し或いは地方的組織をもつ加盟外の單位労働組合をも参加させて、地方評議會を構成することができる。

2、地方評議會の運営及び活動は、總評議會の基本綱領並びに活動方針の原則と相反しない範圍において、自主的に行われるものとする。

3、前項の原則が守られている限り、總評議會は地方評議會の構成及びその活動に對し何等の關與を行わないが、地方評議會の組織と活動の状況は、定期的に總評議會へ報告されねばならない。また總評議會は、地方評議會に對して情報資料の提供等の便宜を供する。

### 第三章 加盟、脱退及び除名處分

第七條 總評議會へ新たに加盟しようとする組合は第三條に定める條件に合致する旨の證明を附

して書面で申込むものとする。

2、加盟組合としての資格は、評議員會によつて加盟が承認され決定された會費負擔額の第一回分を納めたときをもつて生ずる。

3、評議員會は、その組合が、總評議會加盟組合として不適當であると認めるときは、加盟を拒否することができる。

4、總評議會より脱退しようとする組合は、書面をもつて議長に届け出なければならない。届出の日より一ヶ月を経過したときをもつて脱退行爲が成立し、その組合の總評議會に對する權利義務が消滅する。

第八條 加盟組合が、總評議會の行う活動に對して妨害行爲をしたり、或いはその責任を守らず且つ勸告を受けてもそれらの行爲を改めようとしなない場合は、除名されるものとする。

2、除名の處分は幹事會の申し立てにより、評議員會で決定する。除名處分を受けた組合が、評議會の決定に不服である場合は、次期總會に抗告することができる。

#### 第四章 機 關

第九條 總評議會に次の機關を置く。

總 會

評議員會  
幹事會

2、各機關において、この規約に定める手續に従い決定された事項は、その事項に反対の加盟組合があつても、總評議會の意思として決定し、總評議會の名のもとに實行することができるものとする。

3、何れの機關においても、加盟組合の自主權に對し干渉を加える内容の決定をしてはならない。但し、この規約に定める責任を履行しない組合に對する勸告及び除名處分の決定についてはこの限りでない。

4、各機關（總會を際く）に對する不信任の表明及び役員のリコールは、一級上位の機關で決定せられるものとし、決定に對する不服の表示は、總會への抗告をもつて最終の機會とする。

第十條 總會は、總評議會の最高機關であつて、毎年三月に定期的開催するのを原則とし、必要ある場合は臨時に開催する。總會の召集は幹事會の決定に基いて議長が行うものとし、會日の少くとも一カ月前に、議題を示して各加盟組合に通告しなければならない。

2、議長は加盟組合から左の各號の要件を具備した總會開催請求を提出された場合には、遅滞なく幹事會の議に附し請求の提出された日より四十日以内に總會を召集しなければならない。

一、議題及び開催を必要とする理由が明示されてあること。

二、請求組合数が、加盟組合總數の三分の一以上であり、且つそれらの組合に屬する組合員數が、加盟總組合員數の四分の一以上に相當すること。

第十一條 加盟組合は、規約別表に定める割合で代議員を選出し、總會に出席させるものとする。

2、代議員選出の基礎となる組合員數は、その總會召集前六カ月間に納入された會費の算出基礎組合員數の平均による。但し、總會會日の屬する月より起算して三カ月前までの會費を完納している組合(完全資格組合という)でなければ、代議員を選出し出席させることができない。

3、代議員は、一人につき一票の表決權を有する、出席できない代議員は、委任狀をもつて同一組合選出の他の出席代議員に表決權を委任することができる。表決權の委任を行つた代議員は出席者とみなす。

4、出席代議員は、委任表決權を含めて一人につき三票を超える表決權を行使することはできない、また委任表決權の再委任は、これを認めない。

第十二條 總會は、代議員及び役員をもつて構成し、代議員が、完全資格組合の四分の三以上から、且つ代議員總數の四分の三以上出席することによつて成立する。

2、總會の議長は、その總會において代議員の中から選出するものとし、選出方法は總會が定める。

3、總會の議事は、出席代議員の三分の二以上の多數の賛成によつて決定する。但し完全資格



組合の過半数の組合の代議員が反対した場合は、その議事は成立しない。

4、總會に於て、特定の事案につき組合代表による記名投票に附すべき事が決定された場合は記名投票を行う、記名投票は、各加盟組合の代表代議員が、その組合員數に相當する票數をもつて投票を行う、この場合において、組合員數百名未満の端數は切捨てて票數に算入しない、

記名投票の場合の表決は、投票總數の過半数によつて行う。

5、役員は、總會において、發言權を有するが表決權を有しない。

第十三條 左の各號に掲げる事項は、定期總會開催の都度上程されねばならない。

一、活動報告

二、會計報告

三、役員及び評議員の改選

四、加盟組合の提出議案

五、幹事會の必要と認められた議案

2、左の各號に掲げる事項は、總會における議決または承認を経なければならない。

一、名稱の變更、本部事務所の移轉、組織の改組及びその他規約一般の改廢

二、會費額の變更、積立金の處分方法、重大な事業計畫およびその豫算

三、労働組合の國際的組織への参加及びその代表の派遣

#### 四、組織の解散

第十四條 評議員會は、總會から次期總會に至る間において、總會の決定した基本方針に反しない範囲で總評議會の意志を決定する権限、ならびに緊急を要する重要事項について、總會を開催する餘裕のない場合に、總會に代つて決定を行う権限を有する。

2、評議員會は、二カ月毎に一回開催するのを原則とし、必要ある場合は臨時に開催する、評議員會の召集は、幹事會の決定に基いて議長が行う、また議長は評議員總數の四分の一以上から、或いは加盟組合總數の三分の一以上から、理由を示して評議員會開催の請求があつた場合は、幹事會は、遲滞なく評議員會を召集しなければならない。

第十五條 評議員會を構成する評議員の定數は、總會において、代議員數の五分の一を基準として、各加盟組合別の選出割當員數を定めるものとする、但し何れの加盟組合に對しても最少限一名の評議員選出權を認め、また如何なる組合であつても同一組合より八名を超える評議員の選出は認めない。

2、各加盟組合は、前項の規定による割當數に基いて評議員を選出する、また正規の評議員が出席できない場合に、評議員の権限を代行すべき評議員代理を選出して置くことができる、評議員の任期は、選出されたときに始まり、改選が行われたときに終る。

3、評議員は、一人につき一票の表決權を有する、出席できない評議員は、委任狀をもつて同一

組合の他の出席評議員に表決権を委任することができる、また評議員一名のみの組合の評議員が出席できない場合は、委任状をもって他の組合の評議員に表決権を委任することができる、但し、委任を受ける評議員は、一人につき二名を超える評議員の委任を受けてはならない、表決権の委任を行った評議員は出席したものとみなす。

4、新加盟の組合があつた場合、または加盟組合の組織に大きな変化があつた場合の評議員割當数の決定は、評議員會で定める、評議員の欠員に對しては、當該評議員選出組合が後任評議員を選出補充する。

5、會費を三カ月分以上滞納している組合の評議員、或いは總評議會の活動上不適任と認められる評議員に對しては、評議員會の決議によつて評議員の資格を停止することがあるものとする。

第十六條 評議員會は、評議員及び役員をもつて構成し、評議員總數の四分の三以上の評議員が出席することによつて成立する。評議員會の議長は、その評議員會において、評議員の中から選出するものとし、選出方法は評議員會が定める。

2、評議員會の議事は、出席評議員の三分の二以上の多數の賛成によつて決定する。但し現に評議員をもつ組合の過半数の組合の評議員が反對した場合は、その議事は成立しない。

3、役員は評議員會において、發言権を有するが表決権を有しない。

第十七條 幹事會は、評議員會及び總會に對して責任を負い、總評議會の一般業務の執行及び經費の收支、財産の管理に關する事項のほか、この規約に定める任務を擔當し、事務局の活動を監督する。

2、幹事會は、議長主宰のもとに幹事及び事務局長によつて構成し、その運営は合議による。

會計監査は、隨時幹事會に出席し、會計にかかわる事項に對して助言を行うことができる。

3、幹事會は、總會に提出する活動報告と會計報告を完全に作成する義務を有し、且つ會計監査の要求があつた場合は、何時でも會計に關する一切の證據を提出しなければならない。

#### 第五章 事務局及び特別機關

第十八條 總評議會の業務を遂行し事務を處理するために事務局を設ける、事務局の運営は、幹事會の方針に従つて、事務局長がこれを主宰する。

2、事務局には、左の専門部を設け、幹事が夫々業務を分擔し、その責に任ずる。

總務部、國際部、組織宣傳部、政治部、調査部、教育文化部、會計部。

3、事務局には必要とする書記を置く。書記の任免及び報酬の決定は、幹事會の議を経て事務局長が行う。

第十九條 總評議會の事業活動を圓滑且つ効果的に行うために、必要に應じて、業種別部會及び

特定の目的に對する専門委員會を設けることができる。

2、業種別部會及び専門委員會の設置、構成、任務及びその運営に關する事項は、先ず評議員會の議に附してきめることを要する。またこれらの日常活動は、幹事會の助言のもとに行われなければならない。

3、専門委員會には、總評議會に未加盟の組合、或いは個人であつても、その方針において相反せず且つ總評議會の事業活動に協力するものは、必要に応じて参加させることができる。

## 第六章 役員

第二十條 總評議會に次の役員を置く

議長	一名
幹事	若干名
事務局長	一名
會計監査	三名

2、議長は總評議會を代表する。

3、役員は、代議員または評議員を兼任することができない、従つて役員が代議員または評議員の中から選出された場合は、その代議員または評議員の地位は空席となり、この規約に定め

る手続きにより、空席に對する欠員補充が行われなければならない。

4 役員任期は、一年間とし、欠員補充者の任期は前任者の残りの期間とする。役員は、任期満了後であつても後任者が選出されるまでは、引續きその任務を行うものとする。また役員はその重任を妨げられない。

第二十一條 役員は、總會において、出席代議員の無記名投票により選舉する、幹事の定数は改選の都度その總會で定める。

2、幹事並びに會計監査を同一の組合から二名以上選出すること、及び幹事または事務局長を出した組合から會計監査を選出することは避けなければならない。

3、役員選出に關しては、第一項の規程にかかわらず總會の決議によつて、他の方法をとることが出来る。

4、役員に欠員が生じた場合は、その補充を評議員會において行うことができる。

## 第七章 會 計

第二十二條 總評議會の經費は、會費、寄附金、その他をもつて賄う。

2、會費は、規約別表に定める額に従つて、各加盟組合が毎月納めるものとする。また四半期分づつの會費を前納する方法によつても差支えがない。

3、加盟組合が、大争議の結果財政的苦境に立至つた場合、或いはその他の避けることのできない特別の事情にある場合は、規定の會費額を減額し、または會費納入を一時延期し、或いは會費の全額を免除することができる。この措置の決定は、幹事會が行う。

4、總評議會の事業活動または維持のため、特別の費用を必要とする場合は、評議員會の決定により特別賦課金を徴収することができる。

5、一旦納入された會費、賦課金等は一切返金しない。

第二十三條 總評議會の會計年度は、毎年一月一日をもつて始まり、その年の十二月末日をもつて終るものとし、この間を三ヶ月毎の四半期に分つ。

2、會計報告は、すべての收支の費目及び金額、主要な寄附者の氏名、並びに整理の現況を明らかにして、毎四半期毎に作成し、年度末には一年分の會計報告を製するものとする。會計報告はすべて會計監査の監査結果報告を附して、書面により公表しなければならない。

第二十四條 總評議會の會計帳簿、預金通帳、預金その他の財産を保管する責任は、事務局長にあるものとする。

2、財産の管理及び經費の收支に関する事項は、すべて幹事會の認可のもとに處理されねばならない。議長、幹事および事務局長は、避けることのできない不測の事由につき正常な根據を立證しない限り、連繫して會計に関する一切の責任を負うものとする。

第二十五條 會計監査は、會計に對する定期的監査を行うほか、事務局長または會計部擔當幹事に異動がある場合、或いは會計帳簿が更新される場合、その他必要に應じて隨時會計が規約の規定及び機關の決定に従つて正しく處理されているかどうか、すべての收支が正當に行われているかどうか、必要書類が完全に整備されているかどうかを監査しなければならない。

2、會計監査は、會計に不正があると認められた場合、或いは疑わしい點があると認められた場合は、これを糾明すると共に、必要に應じて評議員會の招集を要求し、評議員會における査問を勸告しなければならない。

3、會計監査は、毎定期總會において 會計の狀況と監査の結果に基く意見を報告しなければならない。

#### 附 則

1、この規約の施行について、更に細目の規則を必要とする場合は、評議員會において決定する。

2、業務執行上の準則を定める権限は、幹事會が有する。

3、この規約は、一九五〇年三月十一日より施行する。





### 日本労働組合総評議會(準備會)當面の行動綱領

- 一、われわれは政府、資本家の低賃金政策に反対し、實質賃金の向上と労働者の文化的生活を保障するにたる最低賃金制の確立のために闘う。
- 二、われわれは労働者の首切り、賃金引下げ、労働強化などの犠牲の上に、日本經濟の安定をはかろうとする資本家的企業整備に反対し、完全雇傭の實現のために闘う。
- 三、われわれは労働組合法、労働關係調整法、國家公務員法、公共企業體労働關係法などの民主的改正と労働組合弾壓諸法令の撤廢を實現し、労働者の基本的權利である團結權、團體交渉權、罷業權の確立と政治活動の自由獲得のために闘う。
- 四、われわれは基本的人權を無視する資本家階級の労働協約改悪企圖を打破して既得權を守り、進歩的労働協約の即時締結と労働基準法の完全實施のため闘う。
- 五、われわれは政府ならびに資本家の全額負擔による失業保險の擴充をすみやかに實現し、進んで労働者の生活に基礎をおいた総合的社會保障制度確立のために闘う。
- 六、われわれは性別による差別待遇に反対し、同一労働同一賃金制の確立と、婦人少年労働者の完全保護のために闘う。

- 七、われわれは給與所得税および一切の大衆税を軽減し、退職手當に對する課税の撤廢、人頭割的  
地方税制反對のために斗う。
- 八、われわれは六三制の完全實施、教育の機會均等などの實現を期するとともに、労働者自らの  
手による労働教育事業の普及をはかり、働く者の明るい文化の建設のために斗う。
- 九、われわれは中央地方行政制度と機構を徹底的に民主化し、特權的官僚支配を一掃するために  
斗う。
- 十、われわれは企業經營の徹底的民主化と、金融機關重要産業の社會化を促進し、日本經濟の民  
主的再建のために斗う。
- 十一、われわれは鐵道電化、水力電源開發など基礎産業の擴充、ならびに公共事業の振興による  
雇傭量の増大と經濟力の充實のために斗う。
- 十二、われわれは公海自由の原則に立脚する制限漁區のすみやかな擴張を期し、海洋資源の活用  
による日本國民の生活水準向上のために斗う。
- 十三、われわれは日本經濟復興に重大な支障を與える不等價貿易に反對し、平和的國際海運への  
すみやかな復歸と、それに必要な海運力の増強とをはかり日本船による自由貿易を促進するた  
めに斗う。
- 十四、われわれは労働組合組織の強化と斗争力の充實を期して、ストライキ基金の積立、統一共

同罷業金庫の實現、中央労働銀行の創立のために闘う。

十五、われわれは農民漁民一般市民中小商工業者とともにも、低米價政策、不當重税、金融資本の壓迫に對する共同の闘いに参加し、廣く勤勞大衆のために闘う。

十六、われわれは労働組合の産業別整理を促進し、産業別單一労働組合の基礎にたつた強力にして行動的な民主的労働組合の統一體實現のために闘う。

十七、われわれは社會民主々義政黨の強化と活動に協力し、日本の民主革命推進の障害たる反動吉田内閣打倒のために闘う。

十八、われわれは世界の民主的な労働組合によつて結成された國際自由勞連への加盟のすみやかな實現を期し労働者の國際的團結の強化に貢献するとともに、恒久的世界平和確立のために闘う。

十九、われわれは全面講和の締結を促進し、自由と平等の保障される日本のすみやかな獨立達成のために闘う。

### 總評加盟組合名簿

日本労働組合總同盟

東京都港区芝三田四國町二ノ六 總同盟會館

電話(45)五、一九六一八

會長 松岡 駒吉 一二〇万